

神奈川県町村会からの「平成14年度県の
施策・予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望事項	1
1 地方分権の推進について	1
2 介護保険制度の拡充について	1
3 廃棄物処理対策について	3
II 共通要望事項	6
1 町村財政の強化確立	6
2 豊かな住民生活創造の推進	13
3 環境保全対策の充実強化	14
4 地震防災対策の充実強化	15
5 社会福祉対策の充実強化	17
6 保健医療対策の充実強化	20
7 農林業振興対策の推進	22
8 観光振興対策の推進	24
9 都市基盤整備の推進	24
10 教育振興対策の推進	28
11 交通安全対策の推進	34
III 地域要望	35
1 三浦	35
2 湘南	35
3 足柄上	35
4 足柄下	39
5 水源地域	39
6 その他の地域	40
IV 個別要望事項	42
企画部関係	42
防災局関係	42
県民部関係	43
環境農政部関係	43
福祉部関係	56
衛生部関係	57
商工労働部関係	57
県土整備部関係	58
企業庁関係	78
教育庁関係	80
警察本部関係	81

I 重点要望事項

1 地方分権の推進について

(要望事項)

- (1) 地方税源について、国と地方の役割分担を踏まえ、歳出規模と地方税収との乖離を縮小する方向で、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図ること。

<措置状況>（企画部）

地方税財源の充実強化については、地方分権一括法において、「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途を経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされております。

したがいまして、こうした措置が適正かつ早期に実現するよう、今後とも機会をとらえ、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に働きかけてまいります。

(要望事項)

- (2) 地方交付税については、地方自治体が安定した財政運営ができるよう、実態を的確に反映した配分をすること。

<措置状況>（企画部）

地方交付税の算定については、地方公共団体の意見を反映する制度が地方分権一括法による地方交付税法の改正により、平成12年4月1日から施行されましたので、県においても地方自治体の財政状況に応じた総額の確保と財政需要を的確に反映した算定方法への改善のための意見を申し出ております。

今後も、国における地方交付税の見直しの状況を勘案しながら、その適正な配分を含め地方税財源の充実方策について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に対して働きかけてまいります。

(要望事項)

- (3) 権限移譲等、地方分権の一層の推進を図ること。

<措置状況>（企画部）

地方分権推進法に基づく分権改革では、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換し、地方自治体の自主性及び自立性を向上させるため、機関委任事務制度の廃止や国と地方の新たな関係調整ルールの創設をはじめとする関与の改革に重点が置かれたこともあり、本格的な権限移譲などはこれから の課題となっております。県としては、住民に身近な地域づくりの主役は市町村であるとの観点に立ち、一層の権限移譲を推進するなど地方分権の推進に積極的に取り組むよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して強く国に対し働きかけてまいります。

2 介護保険制度の拡充について

(要望事項)

- (1) 国、県、市町村それぞれの役割のもと、市町村に過重な負担を強いないこと。
なお、特別措置等の名目のもとに新たな地方負担を生じさせないこと。

<措置状況>（福祉部）

介護保険制度の運営にあたり、市町村に過度の財政負担が生じないよう、また介護保険制度の改正等にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるとともに、新たな財政負担を課さないよう、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (2) 国が負担する公的資金25%のうち5%は財政調整資金にあてることとされているが、財政調整資金の財源は別途国が負担すること。

<措置状況>（福祉部）

介護保険制度の運営にかかる財政負担等については、財政調整交付金の交付状況等を踏まえ、市町村に過度の財政負担が生じないよう、今後とも国に要望してまいります。

（要望事項）

- (3) 低所得者に対する保険料、利用料の軽減措置を法制度化し、市町村間の格差をなくすこと。
また、その判定基準を住民税非課税に統一すること。

<措置状況>（福祉部）

低所得者対策については、現行の特別対策を見直し、恒久的な制度を創設するよう、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (4) 事務費交付金の対象範囲を拡大し、人件費等介護保険運営に伴う事務費に対する財政措置を講じること。

<措置状況>（福祉部）

介護保険制度の運営にあたり、市町村に過度の財政負担が生じないよう、今後とも、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (5) 施設入浴サービスを介護保険制度下の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

<措置状況>（福祉部）

施設入浴サービスについては、通所介護サービス等での対応が基本とされておりますが、訪問介護サービスや訪問入浴サービスの利用状況を踏まえ、各市町村とも検討のうえ、必要に応じて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

- (6) 一次判定ソフトを早期に改善し、特に痴呆症状の実態に即したソフトの開発を行うこと。

<措置状況>（福祉部）

平成14年度において、改定された要介護認定一次判定ソフトの試行が予定されておりますので、その結果を踏まえ、必要な改善等について、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (7) 介護予防と生活支援のため、要介護認定外の者に対する一般行政サービスに対する財政援助を拡充すること。

<措置状況>（福祉部）

ご要望の点については、平成12年度から、介護保険制度と対をなす重要な事業として、国の「介護予防・生活支援事業」が実施されており、今後とも財政的支援を含め、この事業を推進してまい

ります。

3 廃棄物処理対策について

(要望事項)

(1) 最終処分場の用地確保等について、県は広域的見地から対応策の推進を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

最終処分場の用地確保等については、ごみ処理広域化実施計画の策定過程において、地域の実情にあった対応を市町村とともに検討してまいります。

また、ブロックの区域を越えて対応しなければならない場合には、全県ないし複数ブロックでの対応、さらに、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する施設の整備手法等について、市町村とともに研究を進めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) ごみ処理広域化計画を推進するための技術援助と財政的支援を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみの広域処理に向けての技術的支援としては、ブロック調整会議等を通して、民間技術情報や環境産業動向情報の提供等を行っております。

また、財政的支援としては、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、現在国庫補助対象外となっている建築物や建設用地等を補助対象とすることや、公害防止計画策定区域とその他の区域に差のある国庫補助率の引上げ、さらには、既存施設の廃止に伴う国庫補助金の返還等の特例について、国に要望しているところです。

さらに、県としても、市町村の取組を促進する仕組みづくり等について、今後、検討を深めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金について所要額を確保すること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、皆様のご協力をいただきながら、積極的に国に働きかけを行い、おかげさまで、今年度は所要額が確保できる見通しとなりました。

今後も、皆様と力を合わせながら、所要額が確保されるよう努めてまいります。

(要望事項)

(4) 廃棄物処理対策事業に対する補助単価、補助率を引き上げること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ焼却施設をはじめとするごみ処理施設の整備には多額の経費を要することから、補助単価については実勢に合うよう、補助率については、公害防止計画策定地域とその他の地域との格差を解消するよう、また、補助対象事業を拡充するよう様々な機会をとらえて国に要望しており、今後とも国に対しいろいろな機会をとらえて働きかけを行ってまいります。

(要望事項)

(5) 観光地域内における廃棄物処理施設整備事業に対する補助率を引き上げること。

<措置状況> (環境農政部)

箱根のような観光地域における廃棄物処理施設の整備に当たっては、観光客を加味した人口に基づいて国庫補助による施設整備が可能になっておりますが、補助率については、公害防止計画策定

地域と同率(1/2)となるよう、今後とも積極的に国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(6) 廃棄物・リサイクル関連法を整備し、拡大生産者責任(EPR)を推進すること。

<措置状況> (環境農政部)

拡大生産者責任については、循環型社会形成推進基本法において、その一般原則等が定められたところであり、今後、国において、こうした取組を具体化するため、平成15年10月までに、循環型社会形成推進基本計画を策定することとなっております。

一方、平成13年4月に内閣府に設置されました総合規制改革会議での検討が進められており、同年7月に公表された「中間とりまとめ」の中で拡大生産者責任の導入が廃棄物・リサイクル問題の具体的施策として盛り込まれ、早急に検討を開始し、平成14年度中にとりまとめを行うこととなっています。

県としては、廃棄物問題を解決していくためには、拡大生産者責任の強化が必要と考えており、「平成14年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、循環型社会形成推進基本計画の策定に当たっては自治体意見を反映するよう要望しているところですので、こうした考えを反映するよう、今後、市町村とも連携しながら積極的に提案・要望を行ってまいりたいと考えております。

(要望事項)

(7) 特定家庭用機器(家電4品目)について、販売記録等が残るシステムを確立すること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、家電リサイクル法の制定過程において、輸入業者や中古製品の小売業者を含めたシステム運用が困難なこと、システム化にかかるコストに見合う効果が期待できないことなどから、制度化されなかつたものと承知しております。

(要望事項)

(8) 市町村間にまたがるリサイクル可能なものの処理に関し、廃掃法上の手続きを簡略化すること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、「平成14年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「専門業者が広域的に事業展開する場合や、生産者が自らの責任において廃棄物となった製品の資源化等を行う場合における許可・届出の改善合理化を検討すること」等を国へ要望しており、今後とも、さまざまな機会をとらえて働きかけを行ってまいります。

(要望事項)

(9) 中小企業者の支援策として、ダイオキシン類調査が義務づけられた小型焼却炉について、公的機関による安価な分析調査又は補助制度の創設をすること。

<措置状況> (環境農政部)

公的機関によるダイオキシン類の測定分析については、神奈川県環境科学センターで平成13年10月から分析業務を開始しております。具体的には、

- ①法に基づく焼却施設の行政検査
- ②事故発生時等の緊急的な調査
- ③市町村等の調査結果の検証
- ④ダイオキシンの発生抑制等の技術指導・研究・普及

など緊急かつ広域的な立場に立った業務を行っているため、民間分析機関のように市町村からの依

頼分析に応じることは困難ですが、分析結果の評価やダイオキシンの発生抑制などの技術的な面での支援はできるものと考えております。

なお、補助制度の創設については、現在、考えておりません。

II 共通要望事項

1 町村財政の強化確立

(要望事項)

1 町村税源等の拡充強化について

(1) 軽自動車税の税率改正を行うこと

軽自動車税の税率については、昭和59年度から現行の税率となっていますが、車両価格等からみて自動車税に比較して非常に低率となっていることから、地方分権、社会経済事情を考慮した税率の引き上げを要望します。

<措置状況>（企画部）

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、機会をとらえて国に対し要望してまいります。

(要望事項)

(2) 固定資産税に係る非課税措置等整理・縮減を図ること

固定資産税に係る非課税措置等については、これまで見直しが行われてきたところではありますが、現在なお多くの非課税措置等が講じられています。

そこで、租税負担の公平及び地方財源の充実を図る見地から、宗教法人及び学校法人等の非課税措置の整理・縮減を要望します。

<措置状況>（企画部）

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態等を踏まえて適宜見直しを行い、整理・縮減されるよう国に対し要望してまいります。

(要望事項)

(3) 固定資産税（土地）の課税方法の簡素化を図ること

納税者からは「地価の下落が続いているので当然土地の税額は減少する」との見方が大半である。

しかし、土地に対する課税は、負担調整措置により、ほとんどの土地で上昇してしまうのが現実であります。

このように、地方税法の本則課税と本法附則で定められている負担調整措置との二重構造が制度をより複雑化させ、窓口となる市町村としては、納税者への理解を得ることが非常に困難な状況となっています。

このため、固定資産税（土地のうち、特に宅地及び宅地比準土地）の課税方法を抜本的に見直し、納税者に理解しやすい課税標準額の算出方法を要望します。

<措置状況>（企画部）

現行の固定資産税の負担調整措置は、評価水準の適正化（7割評価）に伴い表面化した土地間の負担水準のばらつきを均衡化し公平な税負担を実現する過程において、納税者の急激な税負担増を

調整する等のために措置されているものです。

納税者により分かりやすい簡素な課税方式への転換は重要な課題ではありますが、課税の公平の観点から今しばらく負担水準の均衡化の達成状況を見守る必要があると考えておりますので、現時点において国に対し要望することは考えておりません。

(要望事項)

(4) 国有資産等所在市町村交付金の基礎となる県有財産台帳価格の引き上げについて

水道事業等に係る市町村交付金を交付すべき県有財産台帳等に記載されている価格が、固定資産に類似する固定資産税の課税標準の基準となるべき価格と、従前から格差が生じていることから、台帳価格を適正価格に引き上げるよう要望します。

<措置状況> (企業庁・総務部)

水道事業等企業庁資産については、神奈川県公営企業固定資産管理規程に基づき、適正な台帳価格を算定しております。

市町村交付金の算定基礎となる土地価格については、毎年度市町村に照会を行い、当庁所有地の現状地目に応じた近傍類似地の固定資産課税標準額を参考にして算定しております。

建物及び償却資産については、毎事業年度の取得及び処分を増減するとともに、毎事業年度末に地方公営企業法施行規則第6条の規定により法定耐用年数に応じて算出した減価償却費を減額した上で、価格を記載しております。

なお、県営住宅等についても、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせて、県有財産台帳価格を改定し、適正な価格となるように調整しております。

(要望事項)

2 補助制度の改善について

国の補助金等については、近年事業費補助が一般財源化され、交付税措置に切り替えられてきています。

普通交付税による財源措置は、不交付団体にあっては実質的に補助金の減額であり、町村財政に与える影響や交付・不交付団体間の不均衡がますます大きくなっています。本来国において措置すべき補助制度は維持するとともに、団体間に不公平を生ずることのないよう制度の改善を要望します。

また、地方分権を推進し、町村の自主性・主体性を強化するため、地方税財源の充実確保について、早急に実現するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の一般財源化については、地方公共団体の自主性・主体性を強化するとともに、行財政運営の簡素効率化に資するものであり、地方分権を推進する観点から望ましいことあります。

しかしながら、一般財源化に伴う影響については、地方交付税等により財源措置が行われることとなるため、不交付団体等にあっては、実質的に国庫補助金の削減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。

また、地方分権を推進するためには、なにより税源の拡充による財政措置が重要と考えております。

したがいまして、地方分権一括法で規定された地方税財源の充実確保について、早急に実現するよう、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

(要望事項)

3 地方超過負担の解消について

- (1) 各種国庫補助事業について、社会情勢や住民ニーズの変化、施設水準の向上等に即応した基準に改善するとともに、単価差、数量差、対象差及び地域差による地方の超過負担を解消すること。

<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の超過負担につきましては、国と地方の財政秩序を乱す大きな要因であり、本県でもその解消に向けて要望を続けております。

毎年度補助金等実態調査に基づき、一部については改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

(要望事項)

- (2) 選挙執行経費の基準単価は、選挙執行経費基準法改正により概ね3年ごとに是正されておりますが、市、区、町村の格差が未だに解消されていないので、早急に是正すること。

<措置状況> (企画部)

ご要望の点については、都道府県選挙管理委員会連合会と連携を図りながら、機会あるごとに国に要望してまいります。

(要望事項)

4 水道企業債に対する財政優遇措置について

- (1) 償還期限を施設に見合った年数とするとともに、公営企業金融公庫の償還年数を政府資金並みの30年に延長すること。また既設の取り出しや仮設切り回し工等融資条件の緩和及び枠配分の拡大を図ること。

<措置状況> (企画部)

水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから起債の償還期間についても、他の事業と比較して長期に設定されております。

しかしながら、なお、耐用年数に比較して償還期間の短いものなども見受けられるところでありますので、水道事業の一層の経営健全化を図る観点から制度改善の必要なものについては、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、起債対象となる事業は、世代間の負担の公平性の観点から便益が後世代に残る施設建設等に係る経費に限られており、水道事業についてはそうした対象事業に対して 100%の起債充当が認められておりますので、適当であると考えております。

(要望事項)

- (2) 政府資金、公営企業金融公庫資金の貸付利率を引き下げるこ。

<措置状況> (企画部)

水道事業債は、政府資金が優先的に充当されており、その利率は、他の地方債に比べ、現行においても十分有利なものとなっているとともに、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

(要望事項)

- (3) 昭和50年度から昭和59年度までの間に借入した年利 7 %以上の企業債に対する利子補給制度を創設すること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧

迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件のもと公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

(要望事項)

5 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

戸籍事務へのコンピュータ導入は、市町村において早急に実施しなければならないものと考えております。

ついては、導入に伴う経費については、特別交付税措置ではなく、負担率を明確にした国庫補助制度へと変更し、併せて稼働後の経費についても、同様の措置を要望します。

<措置状況> (企画部)

自治事務・法定受託事務を問わず、地方公共団体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方公共団体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

また、地方分権推進計画の趣旨に照らしても、ご要望の実現は難しいのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

したがいまして、今後、地方分権の推進にあわせ、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任を拡充するため、税を中心とする地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

(要望事項)

6 水道・下水道整備事業の路面復旧事務費負担金免除について

県管理道路における水道管、下水道管等の埋設工事に伴う掘削箇所の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が国庫補助金並びに起債を主体としている町村にとって極めて厳しいものがあります。

ついては、自費復旧事務費負担金について、免除を含めた見直しを強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同じようにこれを免除することは、困難であります。

(要望事項)

7 下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の拡大について

中小市町村（人口5万人未満）では下水道の普及が遅れており、整備の推進には財政的に負担が厳しいのが実情です。そこで下水管渠埋設に伴う路面復旧に対して、国庫補助対象となる面積の基準を拡大していただき、財政負担を少しでも軽減できるよう要望いたします。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

8 特別地方消費税交付金の代替え措置について

特別地方消費税は、平成11年度で廃止されましたが、特に観光を基幹産業とする町村では、特殊な行財政需要に対応する財源の確保が必要となりますので、これに替わる新たな財政上の措置を要望します。

<措置状況> (総務部)

特別地方消費税の廃止に伴う減収分の補てんについては、地方自治体の厳しい財政状況や地方税

源の充実・強化の必要性を踏まえ、国から地方への税源移譲など、地方税財政制度の抜本的な改革の実現によって解決が図られるよう取り組んでまいります。

(要望事項)

9 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債について、一定の要件のもとにのみ繰上償還を認める等の措置が講じられ、また、借換えが認められる等の措置が講じられたところでありますが、地方財政が極めて厳しい現況のもと、町村財政の健全化は喫緊の課題でありますので、繰上償還及び低利債への借換えについて特段の措置を講じるよう要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、従来から本県並びに地方六団体において国への働きかけを行ってきた中で、平成11年度、12年度において限定的ではありますが繰上償還、借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられたところであります。

また、平成13年度においては、特別交付税による利差補てんが継続されるとともに、政府資金等の公的資金に係る地方債について、補償金を支払うことにより任意の繰上償還が認められることとされたところです。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担軽減の効果が必ずしも高いものとはなっていないことから、県においても、繰上償還、借換え等の公債費負担の軽減措置について、国へ引き続き働きかけているところです。

(要望事項)

10 減税補てん債の元利償還に対する財源措置について

平成6年度から実施された市町村民税に係る特別減税については、その補てん措置として減税補てん債が認められ交付税措置され、また、平成11年度から実施された恒久減税に係る財源補てんについては、国のかたばこ税の一部委譲や地方特例交付金により不交付団体に対しても影響額の3/4が措置されました。

しかしながら、不交付団体にとっては、普通交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金についての財源措置は自主財源によるもので、財政運営に及ぼす影響は多大なものがあります。

については、特別交付税の特定項目に追加して措置する等、不交付団体に対しても元利償還金に対する財源措置を要望します。

<措置状況> (企画部)

平成11年度から実施されている恒久的減税の補てん措置については、減収分の一定額が不交付団体についても措置されるという従来よりも一步踏み込んだ地方特例交付金制度の創設等により、既に平成11年度の地方財政対策の中で整理されており、現時点でご要望の内容の実現は困難であります。

なお、地方分権の進展に伴う地方の財政需要の増加等に対処するためには、税を中心とした地方税財源のより一層の拡充が必要と考えておりますので、地方分権一括法で規定された地方税財源の充実確保について、早急に実現するよう、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して働きかけてまいります。

(要望事項)

11 相模川・酒匂川流域下水道維持管理費の軽減について

相模川流域下水道、酒匂川流域下水道は、流域住民の良好な生活環境の保全並びに河川の水質汚濁防止に寄与し、県民の水がめとして貢献しています。

しかし、流域下水道の維持管理に当っては膨大な経費を必要とし、流域市町村の財政を著しく圧迫しています。

については、流域下水道の維持管理に関する原則を見直し、関連市町村の負担を軽減するとともに、両河川から飲料水を取水している神奈川県内広域水道企業団から受益者として応分の負担金を徴収できるよう措置することを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされております。したがつて、酒匂川流域下水道の維持管理についても、この考え方に基づき、関係市町の皆様に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところでございます。

（要望事項）

12 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費の増嵩が著しく、内部留保資金に乏しい零細事業体としては、その財源のほとんどを起債に頼らざるを得ない状況にあります。将来的に水道料金の高騰を招くこととなりますので、国庫補助制度の拡充、現行補助の採択基準の緩和及び県補助金の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、諸般の事情から困難ですが、国庫補助メニューの中に管路更新を目的とする水管管路近代化推進事業があり、補助を受けることができる市町村の水道事業者に対しては、その積極的な活用をお願いしているところです。なお、国庫補助採択基準を満たさない市町村もあるため、国庫補助採択基準の緩和等を引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

13 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について

昭和50年以前には給水管の材料として鉛管が使用されてきましたが、鉛の水質基準が見直されて一段と強化されました。

今後は、従前の漏水防止対策に加えて安全でおいしい水の供給を確保するためにも鉛管の取り換え工事が急がれます。膨大な費用と期間を要し、財政規模が脆弱な水道企業体の経営に大きな影響を与えますので、補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、諸般の事情から困難ですが、国庫補助制度の補助メニューのなかに、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新を目的とする鉛管更新事業があり、市町村の水道事業者に対しては、その積極的な活用をお願いしているところです。

（要望事項）

14 ゴルフ場利用税交付金制度の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ場利用者に課され、その7割が地元に交付される、いわば市町村固有の税と言えます。分権型社会に於て、町村が自らの判断と責任において行政を推進していく上で、貴重な財源となっています。

については、ゴルフ場利用税の存続確保について、特段の配慮を強く要望します。

＜措置状況＞（総務部）

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源でありますので、引き続きその存続に向けて取り組んでまいります。なお、平成14年度は現行制度が存続される見込みであります。

(要望事項)

15 森林交付税の創設について

本県の森林面積は、県土の40%を占め、水源地域の涵養や生活環境の保全などの多面的機能を通じて、県民生活にとって重要な役割を果たしています。

しかし、長期的な国内木材価格の低迷や慢性的な林業従事者の不足は山林の荒廃を招いております。

については、森林の持つ公益的機能を保持していくために、森林交付税の創設について引き続き積極的な国への働きかけを要望します。

<措置状況> (環境農政部)

県では、森林の公益的機能の維持増進を図るため水源の森林づくり事業に取り組んでいるところであり、この施策の着実な展開のための支援について国に要望しているところです。

今後、森林交付税の創設についてのご要望も踏まえながら国に働きかけてまいります。

(要望事項)

16 統計調査に係る町の財源確保・充実について

県の条例に基づく統計調査及び県登録統計調査員人材確保等の統計調査事務の実施については、市町村統計事務諸費交付金により実施していますが、その交付金は年々減少傾向にあります。

調査環境が厳しくなりつつある中、登録調査員を確保し意識の向上を図ることは、各種統計調査に係る事業を円滑に推進するためにも必要ありますので、財源の充実確保を要望します。

<措置状況> (企画部)

統計調査につきましては、調査環境の厳しくなる中、種々の業務をお願いし、最大限のご協力をいただいておりますが、ご要望のありました交付金につきましては、現在の厳しい財政環境の下、平成14年度当初予算において前年同額を措置いたしました。

(要望事項)

17 ペイオフ解禁後の公金保護対策について

(1) 平成14年4月からのペイオフ解禁により、取引金融機関の経営状況を的確に把握できる専門的知識を有する金融業務経験者（人材）の確保が必要不可欠となります。これは県においても同様であり、また、その分析結果に対する対応が県や市町村によって異なるとも考えにくいと思われます。そこで、県内金融機関に対する経営状況の分析等を行う人材や組織を県が確保して、適宜必要な情報を市町村へ提供していただきたい。

<措置状況> (企画部)

県においてもこのペイオフ解禁については、公金を管理するうえで大きな課題としてとらえ、平成13年5月に「府内ペイオフ対策会議」を設置し、県内金融機関の経営状況の分析等を行う人材や組織の確保、市町村への情報提供についてもその中で検討を行っております。ペイオフ解禁対策については、基本的に各市町村がその実情に応じて講じていくものですが、この検討結果を提供するとともに、適宜、可能なかぎりの情報提供に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 国における「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」のとりまとめによれば、公金保護の一方策として、預金債権と地方債との相殺を挙げています。しかし、地方債制度上、市町村においては市中金融機関からの借入れを自ら選択することができないことから、相殺できる地方債の額が全く不足しています。そこで、政府資金の一部を市中金融機関からの借入れに振り替えることができるよう、或いは今後の地方債発行に際しては市中金融機関からの借入

れを市町村が希望できるような制度改革を国に要望していただきたい。

<措置状況>（企画部）

地方債は、世代間で経費を分担し合うという役割を有しており、施設の耐用年数等に応じた長期の資金を確保する必要があることから、長期で安定した資金である政府資金等の公的資金が確保され、特に財政力が弱いとされる市町村の事業に対する公的資金の配分が高いものとなっております。

こうしたことから、政府資金に係る地方債の借換えについては、長期安定資金の確保を前提として、借換え等による公債費負担の軽減措置を国へ引き続き働きかけているところであります。ペイオフ解禁後の公金保護対策として、政府資金から民間資金への地方債の借換えを国に要望することは、長期安定資金の確保を引き続き要請している中では、困難であります。

しかしながら、今後、自らの判断で地方債資金を選択することは、地方分権が進展する中で、市町村がより自主的な財政運営を進める中では必要なことと考えますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいりたいと考えます。

2 豊かな住民生活創造の推進

（要望事項）

1 消費生活行政について

県は、消費生活センターを再編整備し、消費者保護基本法の本旨に沿って、消費生活相談体制の整備を市町村に求めておりますが、短期間のうちに町村が体制を整備するまでには人的、財政的な問題等解決しなければならない課題が残されています。

今後とも消費者保護のため、消費者教育、啓発、消費者団体の育成など引き続き支援を要望します。

<措置状況>（県民部）

消費生活相談のような住民に身近な相談は、消費者の利便性を高めるため身近な市町村の窓口が必要であると考えておりますが、県では中央消費生活センターを設置し、市町村の相談業務を支援するとともに、市町村の相談窓口の設置に際し、施設整備や相談員の設置について助成を行っております。

また、県では市町村の啓発、学習事業が均質に効果的に行われるよう、啓発資料や学習資料を市町村と共同発行したり、学習に役立つ各種の情報を提供することにより、市町村を支援していくとともに、広域的立場から学校における消費者教育などの充実を図ってまいります。

（要望事項）

2 メディアにおける女性の人権保障について

高度情報化時代をむかえ、巨大化したメディアは大きな社会的影響力をもつようになりました。

この中で、女性の人権侵害を引き起こすようなメディアからの発信に対して、適正な措置を講じられるよう要望します。

<措置状況>（県民部）

女性の人権を侵害するようなメディアの表現については、是正に向けた自主的取組を促進するための働きかけを強化するよう国に対し要望しております。

また、県民のメディア・リテラシー（提供される情報を主体的に解釈し、評価するための能力）の向上を図る講座等を実施してまいります。

（要望事項）

3 IT化を進める上でのインフラ整備について

政府は、5年以内に世界最先端のIT国家（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）となることを目指しております。

e-japan重点計画では「民間事業者によるインフラ構築」、「地方公共団体等の公共ネットワーク、端末の整備を支援」を講じるとあります。支援策の具体的なものは明らかになっておりませんが、民間事業者には採算性の問題、地理的条件、地元町村の財政状況等によって着手できないなど地域間の情報格差が拡大することが予測されています。

については、光ファイバー網の整備されていない地域に対する民間事業者への整備後の財政支援策、国によるネットワークの整備について関係省へ働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

総務省では、平成14年度予算で、地域公共ネットワーク整備への補助についての地方財政措置が講じられる見込みであります。

今後も、国のヒアリングの場などを通じて、補助制度の拡充などを国に働きかけてまいります。

3 環境保全対策の充実強化

（要望事項）

1 不法投棄対策の強化について

県内各地の山岳地帯は、不法投棄が行われやすい環境にあるため、最近、不法投棄が多く、また、家電リサイクル法の施行に伴い、今後も不法投棄が増加することが懸念され、その対策に苦慮している状況です。

県の不法投棄散乱ゴミ総合対策事業の推進を図り、不法投棄対策について警察をはじめ県関係機関との連携を強化するとともに不法投棄された廃棄物の撤去費用に対する補助制度の確立について要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県としては、広域的な不法投棄行為等に対応するため、廃棄物対策課に県警本部からの警察職員を配置するとともに、監視カメラの設置や警備会社による不法投棄監視パトロールといった事業を開設し、また、各地区に設けられております「不法投棄・散乱ごみ防止対策推進協議会」等を通じ、県関係機関はもとより、市町村や民間団体、警察と連携を図りながら、不法投棄防止対策を推進しているところです。

また、市町村の実施する不法投棄物の処分に関しては、環境美化推進事業市町村補助事業を通じて助成を実施しておりますが、今後は、市町村等との連携を一層強化するとともに、不法投棄の現状把握と分析を進める中で、不法投棄防止対策の一層の充実の観点からの事業展開を検討していくと考えております。

（要望事項）

2 建設残土の不法投棄に係る規制について

残土発生源の多くは市町村域を越えた都市部から持ち込まれている現状を踏まえて、広域的な観点から協力、監視体制の強化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

建設発生土が市町村域を超えて流通していることを踏まえ、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」では、元請負人等に対して建設工事の区域等から土砂を搬出して処理する場合には、処理先等を記載した計画の届出を義務づけるなど、広域的な観点から土砂の適正処理を推進させております。

また、土砂の不法投棄を発見した場合には、これまで市町村と連携して不法投棄を行っている者に対して指導を行っておりますが、土砂不法投棄の早期発見と早期対応のため、建設業課厚木駐在事務所を設置して土砂不法投棄の監視パトロールを定期的に実施しております。

今後も、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づき、元請負人等に対して土砂の適正処

理を推進させるとともに、土砂不法投棄の監視パトロールを行い、土砂の不法投棄を発見した場合には、市町村と緊密な連携を図りながら、関係法令等に基づく処分を行うなど、適切に対応するよう努めてまいります。

(要望事項)

3 水質検査費補助制度の創設について

近年、水質の悪化及び汚染が心配される中、住民が安心して飲める安全でおいしい水の供給、確保をしていくうえで水質検査は欠くことのできない重要な事業です。

財政規模が脆弱な水道企業体に於ては、水質検査の設備を持てないために外部委託していますが、経費が嵩み大きな財政負担を強いられています。

ついては、水質検査費補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（衛生部）

財政規模が脆弱な水道企業体の水質検査に係る手数料の財政負担を軽減するため、専用水道の一部及び簡易水道については、その経営状況、水道料金等を考慮のうえ、50%の減免措置を講じておりますので、補助制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

4 PCB処理施設の整備・拡充について

昭和47年以前に建設された公共施設とりわけ学校施設には、PCBを使った電気機器が使われており、現在その機具の取換を行っているところです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、使用済みのPCB使用電気機器は、特別管理産業廃棄物となり、事業者が保管することになっておりますが、新たに厳重な特別管理産業廃棄物の保管場所を造らなければなりません。効率的な処理及び安全性の確保の観点からもPCB処理施設の早急な整備・拡充について、国に働きかけるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国におきましては、平成13年6月に環境事業団法の改正を行い、環境事業団による拠点的な処理施設整備等の取組が始まりましたので、こうした国の動きとも連携しながら、早急に県内のPCB処理のための道筋をつけてまいりたいと考えております。

4 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

1 市町村地震防災対策緊急支援事業補助金について

補助限度額の引き上げと補助対象の拡大を要望します。

<措置状況>（防災局）

広域応援体制の拡充や防災訓練の実施、防災知識の普及など対象事業の拡大を図っており、また、補助限度額についても、加算措置を講ずる対象事業や加算額について拡大を図っております。

(要望事項)

2 広域支援体制の確立について

静岡県との県境に位置する町村は、大規模地震等では地形上「孤立化」が懸念されるので、静岡県と具体的な応援協定等広域支援体制を早期に実現されるよう要望します。

また、孤立化対策として地域住民や観光滞留者などに対する医療体制、食糧備蓄体制、被災地外への搬出輸送体制の確立を図られるよう要望します。

<措置状況>（防災局・衛生部）

静岡県との相互応援につきましては、関東地方知事会の協定に基づき実施することとしておりますが、隣接県との相互応援は円滑に行われる必要がありますので、平成9年度から、山梨、静岡、神奈川3県合同の防災訓練を実施しております。

医療体制の整備につきましては、市町村設置の救護所や市町村指定救護病院等で対応できない場合に備えて、広域的な応援・支援機能を有する災害拠点病院を2次医療圏ごとに指定し、日ごろから施設設備等を整備し、災害時医療救護体制の充実に努めております。また、平成12年4月から、災害時医療救護活動を情報面から支援するため、広域災害・救急医療情報システムを運用しており、これらの災害医療拠点病院や広域災害・救急情報システムは、広域的に応援活動が実施できるように、全国的な制度、システムとなっています。

地域住民や観光滞留者に対する食糧備蓄体制については、市町村地震防災対策緊急支援事業により、引き続き市町村が行う備蓄強化への支援を実施しますとともに、被災地外への搬出輸送体制につきましては、陸上交通が途絶した場合に備えて、物資受入港の指定やその岸壁の耐震補強、海路及び空路による輸送訓練の実施等を行っており、今後も関係市町村等と連携しながら取組を進めていきたいと考えております。

(要望事項)

3 公共施設の耐震診断経費の助成について

防災拠点、避難施設など公共施設の耐震診断経費及び補強工事に伴う経費に対する補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (防災局)

市町村の公共施設の安全確保については、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」に基づき、県が行う耐震化事業に準じて、市町村に耐震診断及び耐震補強工事の役割をお願いしているところです。

ご要望の件につきましては、市町村地震防災対策緊急支援事業により県として市町村に対して既に一定の支援策を講じていることや、当該事業における県と市町村の役割などを鑑み、新たに助成を行うことは困難であります。

なお、町村におかれましては、国の補助制度や交付税措置による支援制度の有効活用をお願いいたします。

(要望事項)

4 東名・中央高速道路跨道橋の耐震補強対策事業に対する財源措置について

高速道路完成時に、日本道路公団より町へ移管された跨道橋は、その後の法改正により管理者である町が耐震補強対策事業を実施することとなっています。しかし、事業の実施にあたって財政状況が逼迫している自治体にとっては、多大な財政負担となります。

については、国からの交付金による緊急地方道路整備事業のみでなく、県の上積助成と原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設について、要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の件については、県による上積み助成は困難でありますが、今後、貴町の円滑な事業を図るため、技術的助言などの支援をしていきたいと考えています。

また、東名高速道路跨道橋の耐震補強対策事業については、国土交通省も国庫補助事業の採択基準を緩和し、緊急地方道路整備事業として事業費の1/2を補助することとしております。

日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設については、公団に対して町の要望を伝えてまいります。

5 社会福祉対策の充実強化

(要望事項)

1 老人保健福祉計画推進に係る財政支援等について

(1) 自主性を持って計画を着実に推進できるよう、自主財源の確保に関する措置を行うこと。

<措置状況> (福祉部)

各市町村の高齢者保健福祉計画の推進に係る財源については、地域の実情に応じた適切な財源措置が講じられるよう、今後とも国に要望するとともに、県としても、国・県・市町村の役割分担を踏まえ、所要の措置を講じてまいります。

(要望事項)

(2) 計画に盛り込まれている事業経費に対する国の財源措置の確実な対応とともに、財源の弱い市町村に、支援のための加算措置を行うこと。

<措置状況> (福祉部)

各市町村の高齢者保健福祉計画の推進に係る財源については、地域の実情に応じた適切な財源措置がなされるよう、今後とも国に要望するとともに、県としても、国・県・市町村の役割分担を踏まえ、所要の措置を講じてまいります。

(要望事項)

2 福祉関係の国、県補助金について

福祉関係事業の多様化により国、県から交付される補助金は、多岐に渡っていますが、近年、県補助金について補助限度額の引き下げが見受けられます。これにより、特に継続事業については、事業の拡充にもかかわらず補助金は減少することとなり、町村財政に過度な負担がかかることがあります。

満額の補助金が受けられるよう強く要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、国・県・市町村の役割分担を踏まえた適切な財源措置のもとに支援してまいります。

(要望事項)

3 児童・母子福祉対策の充実について

(1) 保育所措置費国庫負担金は、平成元年度に負担率が引き下げられ、以後恒久化され、町村財政に多大な影響を及ぼしているため、昭和59年度の負担率に復元するよう強く要望します。

<措置状況> (福祉部)

保育所運営費の負担率は、国4分の2、県4分の1、市町村4分の1となっており、ご要望の趣旨を国に対して伝えてまいります。

(要望事項)

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業については、元来、県の指導により開始した事業であり、今後町村における事務量並びに財政負担が増大することから、財政的援助等について十分な措置を講じるよう強く要望します。

<措置状況> (福祉部)

ひとり親家庭等医療費助成事業については、県・市町村の共同事業として今後も支援してまいりますが、医療保険制度の改革などが進められるなかで、より適切な事業のあり方について市町村と

ともに検討してまいります。

(要望事項)

4 障害者福祉対策の充実について

(1) 障害者地域作業所の運営については、財政負担が年々増加しており苦慮しているところです。

については、県の補助金は毎年増額されていますが、さらなる増額を要望します。

また、障害者地域作業所の運営費補助制度を創設するよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

障害者地域作業所は障害者の身近な地域での日中活動の場として大変重要な役割を担っていると考えていることから、補助金額については、財政状況が大変厳しい中ですが、平成14年度予算におきましても、民間の運営に係るものについて、一定の増額を図ります。

また、国に対しては、これまで市町村を実施主体とした補助制度の創設を要望してきたところですが、今後とも引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 重度障害者住宅設備改良費補助については、最近の経済情勢等から現行の限度額は実情にそぐわないため、補助限度額の大幅な引き上げを要望します。

<措置状況> (福祉部)

重度障害者住宅設備改良費補助事業の補助金額については、より一層効果的かつ適切な補助制度となるよう、検討してまいりますが、増額は困難と考えております。

(要望事項)

5 生活保護法による級地の是正等について

首都圏域に位置する本県は、全県的に都市化が進み、日常生活に於て大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。

生活保護者の安定した生活を確保するため実態に合った級地区分への引き上げを要望します。

<措置状況> (福祉部)

生活保護法における級地指定制度については、地域の実情に即したものとなるよう、抜本的な見直しを「平成14年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」により、要望しております。

(要望事項)

6 保育士配置最低基準の見直しについて

児童福祉施設最低基準は平成10年度に改正されましたが、昨今の保育ニーズの多様化に応え、発達段階に応じた保育を行うためには保育士配置最低基準の見直しが必要でありますので、引き続き国に対し積極的な働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

保育士の配置基準の見直しについては、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、民間保育所に対しては、平成14年度も引き続き市町村と協調し、児童福祉施設最低基準の保育士配置基準を超えて雇用する職員経費を助成してまいります。

(要望事項)

7 福祉タクシー助成に係る補助制度の新設について

重度障害者の社会参加及び生活圏の拡大を促進するため、タクシー基本料金の助成をしていますが、障害者福祉対策をより一層充実させるため、補助制度の新設を要望します。

また、県において県内タクシー協会と契約を交わし、県内どこでも利用できるシステムを構築

するなど制度の拡充を要望します。

<措置状況>（福祉部）

福祉タクシー助成は、各市町村がそれぞれの実情に応じた方法で実施していますが、県独自の補助制度を新設することは考えておりません。

また広域的な利用については、多くの市町村からの要望があれば、市町村や関係機関と調整してまいりたいと考えております。

(要望事項)

8 重度障害者医療費の給付改善について

重度障害者医療費給付事業については、平成16年度に補助率1／2を目標に毎年度見直しが行われていますが、制度導入時の趣旨を尊重するとともに市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率を維持するよう要望します。

<措置状況>（福祉部）

重度障害者医療費助成事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いながら、補助率の見直しを進めております。

(要望事項)

9 保健・医療・福祉分野の人材確保対策と支援について

少子・高齢社会を迎え、保健・医療・福祉分野における市町村の役割はますます増大し、かつ、重要なものとなっています。平成12年度からスタートした介護保険制度や新たに策定した高齢者保健福祉計画の推進に加えて、平成14年4月1日から施行される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正への対応や障害者、知的障害者福祉サービスの利用制度化に伴い新たな施策の構築が求められるなど、多様化する保健・医療・福祉業務に対応した幅広い人材の確保が要求されており、小規模な町村では、限られた人材配置の中で対応に苦慮しています。

については、保健・医療・福祉分野の幅広い人材の確保と支援を強く要望します。

<措置状況>（福祉部・衛生部）

保健・医療・福祉分野の人材確保については、「かながわ新総合計画21」において、重点プロジェクト「保健・医療・福祉の人材づくり」として位置付け、積極的に取り組んでいるところであります、ご要望の、多様化するニーズに対応した人材の養成確保については、県の保健教育センターや保健福祉事務所、かながわ福祉人材研修センターなどにおける養成研修や人材確保の支援を通じて、引き続き推進してまいります。

(要望事項)

10 幼稚園と保育所の共用化施設の建設事業補助制度の拡大について

少子化に伴い、学校・幼稚園及び保育園の効率的な運営や教育効果の向上を目指して、幼稚園と保育所の共用化施設の整備を推進しているところですが、財政が極めて厳しい状況にあり、国費並びに県費補助率の引き上げ、補助枠及び補助対象面積等の拡大について要望します。

<措置状況>（教育庁）

国庫補助基準の緩和については、国に要望してまいります。

また、公立の幼稚園と保育所の施設については、設置者である市町村が国庫補助制度を活用して整備を行うべきものと考えておりますが、県による助成は困難であります。

(要望事項)

11 生きがい事業団（シルバーパートナーセンター）公益法人の設立に伴う認可基準の緩和について

生きがい事業団（シルバーハウス）公益法人の設立に伴う、補助金上の人件費精算基準では、補助金のランク毎に最低限の職員人数が算定され、最低の職員人数でもDランク5名とされておりますが、法人化の認可に当たっては、昨今の財政事情を鑑み職員最低人数の緩和を国に対し強く働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

ご要望の趣旨につきましては、機会をとらえて国に伝えてまいります。

6 保健医療対策の充実強化

（要望事項）

1 国民健康保険制度の財源対策について

- (1) 国民健康保険事業の財政安定化を図るため医療保険制度の抜本的な改革を推進し、地方に負担転嫁することのないよう国庫負担制度の充実・強化を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、国民健康保険財政の安定化を図るための諸施策を早急に講ずるとともに、国の責任において適切な財政措置を講じるよう、国に引き続き要望してまいります。

（要望事項）

- (2) 国民健康保険事業に対する県費助成を、引き続き維持継続されるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、厳しい財政状況ではありますが、今後とも、保険者としての自主的な運営努力を促進するため努力してまいります。

（要望事項）

- (3) 国民健康保険法施行規則改正に伴う被保険者証のICカード化については、事業費の助成をされるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、県として、被保険者証のICカード化について事業費を助成することは困難ですが、国にカード化についての助成を要望してまいります。

（要望事項）

2 老人保健医療事業の財源対策について

- (1) 国庫負担金及び支払基金の算定方式を改善し、概算交付方法を見直すこと。

＜措置状況＞（福祉部）

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払時期に交付されるよう、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (2) 国庫負担金の精算時期を早めること。

＜措置状況＞（福祉部）

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、国庫負担金の精算時期を早めるよう、国に要望してまいります。

（要望事項）

- (3) 健康審査部分を実態に即した基準額に改正すること。

<措置状況>（福祉部）

基本健康診査の国庫負担金基準単価については、国において社会保険診療報酬の点数、全国市町村での事業費等を勘案し、設定されておりますが、県としましては、地域の実情等を十分に踏まえたものとなるよう、今後とも国に要望してまいります。

（要望事項）

3 医療保険制度の抜本改革について

医療保険制度の改革については、給付と負担の公平を図るうえから、すべての国民を対象とする医療保険制度への一元化を行うとともに、保険者は広域的な財政調整が可能な規模とするよう要望します。

<措置状況>（福祉部）

医療保険制度の改革に向けては、公平・公正な負担と給付の観点から、国民に信頼され、納得される制度とするよう今後も機会を捉えて国に要望してまいります。

（要望事項）

4 保健事業等の安定的推進を図るための財政支援について

一部保健事業に於て国庫補助負担金を廃止し、一般財源化され、また県単独補助についても廃止或いは削減されています。このような措置は実質的な市町村への負担転嫁と言えます。

保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図るため、従来どおりの財政支援を要望します。

<措置状況>（衛生部・福祉部）

一般財源化された国庫補助制度については、その復活を国に働きかけることは困難ですが、市町村が事業を円滑に実施できるよう引き続き地方交付税の充実について国に要望しているところであります。

また、県単独の補助金については、制度改革に伴う激変緩和措置として行ってきたものであり、復活は困難であります。

（要望事項）

5 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種に要する費用は、法第21条及び第22条において国・県の負担の規定がありますが、法第32条の2に当分の間適用しない旨規定されており、市町村が負担を余儀なくされています。

平成6年の法改正により、従来の集団接種から原則として個別接種へと移行されたことに伴い委託料が膨大なものになり、市町村に過重な財政負担を強いることとなっていますので、法第32条の2の規定を廃止し、法第21条及び第22条の規定に従い、国・県の負担を強く要望します。

<措置状況>（衛生部）

予防接種等に対する費用の負担については、全国的な問題でございますので、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

6 小児医療費助成事業の改善について

小児医療費助成事業については、年齢区分ごとに所得制限を設けて補助されていますが、市町村によって対応がまちまちであります。

少子化対策の一環として、子供を生み育てるに夢を持つ社会づくりの推進のために、所得制限を撤廃するとともに、補助対象年齢の引上げを要望します。

<措置状況>（衛生部）

本制度は、「改訂・かながわ新総合計画21」の重点プロジェクト「子どもを生み育てるに夢

をてる社会づくり」の構成施策に位置付け、取り組んでいるところであり、13年度と同様、入院に重点を置きつつ、所要の措置を講ずることとしております。

なお、この事業については、市町村との協議の場を設け、今後の市町村への支援の在り方、子育て負担の大きい若い世代への支援の在り方等を検討してまいります。また、引き続き国に対し乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

(要望事項)

7 ドクターヘリ導入促進事業について

平成11年10月から平成13年3月まで川崎医科大学と東海大学医学部に於てドクターヘリ試行的事業が実施され、医療スタッフの同乗とヘリの迅速性によって初期治療開始までの時間が大幅に短縮され、特に重症患者の救命効果の向上が検証され、また、ドクターヘリ事業の実施を強く期待する報告書がまとめられました。

厚生労働省ではこうした状況を踏まえ、救急医療体制のさらなる充実を図るため、平成13年度に6ヶ所分について予算措置され、今後5年間で全国30ヶ所の導入を目指しています。

については、試行の結果を踏まえて本県にドクターヘリを導入されるよう要望します。

<措置状況> (衛生部)

ドクターヘリに関しては、事業化に係る基本的条件である市町村等の協力体制が整ってきたことから、平成14年度より導入を図ることとしております。

7 農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 有害鳥獣対策について

(1) 防護柵等設置事業に対する県の補助事業強化

<措置状況> (環境農政部)

有害鳥獣対策については、市町村が実施する有害鳥獣等被害対策事業に対して引き続き助成するとともに、防護柵設置事業への助成は当面休止し、平成14年度からは広域的な被害防止対策を進めるため広域型防護柵の設置を市町村と協調して実施することとしております。

(要望事項)

(2) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

<措置状況> (環境農政部)

広域的な被害防止対策については、県、市町村等で構成する地域対策協議会で検討し、効果的な駆除、防除等の実施体制の整備に努めてまいります。

また、シカ、サルについては、平成14年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、15年度から個体数調整を含む保護管理事業を市町村と協調して実施することとしております。

(要望事項)

(3) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

<措置状況> (環境農政部)

広域的な駆除体制の確立については、県、市町村等で構成する地域対策協議会で検討し、効果的な駆除、捕獲等の実施体制の整備に努めてまいります。また、有害鳥獣駆除のための捕獲許可事務については、今後とも処理の迅速化に努めてまいります。

（要望事項）

（4）捕獲後における広域的体制の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣については、原則として捕獲者が処分することになりますが、野猿については処分の困難性も見られますので、捕獲後の処分等について必要な情報の提供に努めてまいります。

（要望事項）

（5）被害に対する新たな補償共済制度の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣による農作物被害の補償については、一部の例外作物を除き農業災害補償制度による補償の対象となっているところです。従前から要望しておりました露地野菜における農業災害補償制度は、平成14年度からカボチャ、スイートコーン及びタマネギの3品目で実施されることになりましたが、更なる制度の拡充について国に要望してまいります。

（要望事項）

2 ヤマビル駆除対策について

（1）町村が実施するヤマビル駆除対策事業に対する県補助制度の創設。

＜措置状況＞（環境農政部）

ヤマビルの薬剤散布による駆除対策については、駆除薬剤散布による環境等への影響が解明されていない点も多く、現時点では補助制度を創設することは困難であり、今後、農業総合研究所や環境科学センター等で駆除薬剤散布による環境等への影響等について調査研究してまいります。

（要望事項）

（2）ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大。

＜措置状況＞（環境農政部）

防鹿柵設置については、平成14年度から広域型防護柵の設置を市町村と協調して実施することとしております。

（要望事項）

3 地籍調査事業補助対象経費の拡大について

（1）長狭物調査等に対し、補助対象経費を拡大すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、補助対象経費の拡大が図られるよう、国に伝えてまいります。

（要望事項）

（2）業者委託費を全額補助対象とすること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、より一層の拡充を図るよう、国に伝えてまいります。

（要望事項）

（3）補助率の見直しをすること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、国土調査法に定められた補助率の見直しが図られるよう、国に伝えてま

いります。

8 観光振興対策の推進

(要望事項)

1 観光宣伝事業の継続実施について

観光宣伝事業を行ううえで、テレビは重要な広告媒体となっています。観光客の誘致拡大を図るため、現在、県と共同で実施しているテレビ宣伝事業を充実し、より効果的な宣伝を継続実施するよう要望します。

<措置状況>（商工労働部）

観光宣伝にあたっては、情報媒体の特性を活かした効果的な使いわけと情報提供内容の工夫が必要ですが、テレビは観光パンフレットやインターネットと並ぶ観光宣伝のための大変重要な媒体でありますので、平成14年度においても、（社）神奈川県観光協会を通じてテレビを利用したよりPR効果の高い共同宣伝事業を実施してまいります。

9 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 道路の整備促進について

幹線道路並びに生活道路の整備については、別表「道路整備箇所表」について、新設、改良等整備の促進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ緊急性、投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら逐次推進してまいります。

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について、改修、復旧事業の拡充等整備の促進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、緊急性等を勘案しながら順次整備の推進に努めてまいります。

(要望事項)

3 下水道事業に対する財政措置について

(1) 国庫補助率を昭和59年度以前の2／3に引き上げること。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 処理場の建物及び設備機器等の整備に係る耐用年数を短縮し、補助対象事業の拡大を図ること。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

.....

(要望事項)

(3) 地方交付税措置を充実すること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業の地方交付税措置については、地方債の充当率を85%として元利償還金の50%が後年度措置されているところであります。

現在のこうした地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものであります、今後、地方交付税の算定についての具体的なご要望を踏まえ、必要に応じて国に意見を申し出てまいります。

.....

(要望事項)

(4) 県費補助制度の拡充強化を図ること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

.....

(要望事項)

(5) 下水道事業に係る起債制度について、なお一層の起債償還期間の延長及び運用部・簡保資金での借換債の実施など借換債に係る適用条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから、他の事業と比較して、長期の償還期間が設定されておりますが、なお償還期間の短いものなども見受けられますので、制度改善の必要なものについては、機会をとらえて国等の関係機関へ働きかけてまいります。

また、借換えにつきましては、平成11・12年度に従前より認められていた公庫資金の枠が拡大されておりますが、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県においても引き続き国等の関係機関へ要望しているところです。

.....

(要望事項)

(6) 円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲をさらに拡大するとともに、「新補正率」の適用に当たっては財政状況を考慮するなど改善策を講じること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

.....

(要望事項)

(7) 酒匂川流域下水道事業の整備促進を図ること。

＜措置状況＞（県土整備部）

酒匂川流域下水道事業については、引き続き、整備を進めてまいります。

（要望事項）

（8） 下水道処理施設等維持管理に伴う技術指導及び財政措置を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

維持管理に伴う県の技術指導については、今後とも協力してまいります。

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでございます。

（要望事項）

（9） 公共用水域の水質保全のため、水源地域の下水道整備事業に対して特別な財政支援と人的・技術的支援を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

県の人的・技術的支援については、今後とも協力してまいります。

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。また、平成12年度からは、県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図り、充実強化いたしました。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

（要望事項）

4 下水道汚泥処理対策の推進について

下水道汚泥処理は、今後とも汚泥量の増加が見込まれますので、焼却灰の有効活用等処理対策について、広域的な体制の整備推進を早期に実現できるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、広域的な体制の整備とあわせ、焼却灰を有効活用していく必要があるものと考えております。

しかしながら、具体的な施設の整備となりますと、技術面、制度面、財政面、さらに施設設置場所等、さまざまな課題がありますので、今後、市町村とも協力しながら検討してまいります。

（要望事項）

5 水道及び下水道事業における県道の掘削許可等の経過年数の短縮について

水道及び下水道事業における県道の占用、掘削許可是路面復旧後3年以上経過しないと接続部分の占用、掘削許可が認められない現状にあります。

市街地の開発が進み人口が急増している地域において県道から町道へ接続される下水道工事に制限があるため、計画的に事業が進まない状況にありますので経過年数を短縮されるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路の維持管理については、走行性の確保や交通の安全、騒音・振動に対する沿道生活環境の保全等を考慮し、舗装の耐久性や構造機能を確保するため計画的・効率的に推進する必要があります。

このようなことから、各地域において、毎年、道路調整会議を開催し、沿道開発等の事業計画と調整を図っております。

.....

(要望事項)

6 公共用地取得対策の充実について

- (1) 公共用地提供者に対する譲渡所得税の特別控除額については、なお一層の引き上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

.....

(要望事項)

- (2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得税の特別控除額の引き上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

.....

(要望事項)

- (3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地を公共事業に提供した場合、その猶予税額を全額免除するか、または、納税猶予の取消しに伴う利子税は全額免除とする特別措置を講じること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

なお、相続納税猶予の取消しに伴う利子税については、国の税制改正により平成8年度から1/2が免除されるようになりましたが、今後とも引き続き全額が免除されるよう国に対して要望してまいります。

.....

(要望事項)

7 公園整備事業に対する補助制度の充実について

町村は公園等の整備拡充を重点課題として推進していますが、財政的にも極めて厳しい状況くなっているので、補助率の引き上げ並びに補助対象の拡大について、国に対して強く働きかけるとともに県の指導と財政援助を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、県・市町で協力して引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、県費補助については、市町村地域防災計画に位置付けられている1ha以上の新規都市公園(防災公園)を補助対象としております。

.....

(要望事項)

8 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）の実施に伴う経費負担について

平成12年の改正都市計画法において、同法第6条の都市計画基礎調査の実施主体は都道府県としながらも、都道府県は関係市町村に対し資料の提出その他必要な協力を求めることができることとなりましたが、県・市町村協調によるまちづくりの観点から市町村が従来と同様に実態調査を行うのであれば、当該調査及び地区カルテの作成業務に係る経費については従前以上の負担を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

本調査は、市町村における都市計画案作成等の基礎資料ともなるもので、ご要望にもありますよ

うに県・市町村協調によるまちづくりの観点から、調査発足以来共同で実施してきております。

これまで、調査事業のうち市町が実施する実態調査費用の一部について、調査の活用等を踏まえ応分の負担をしておりますが、今回の調査にあたっては、さらに調査対象を絞り込むなど、調査費用の縮減も図り、市町の経費負担の軽減に努めてきたところであります。

また、次回調査に向けては、全市町村で構成する連絡会において、調査内容の精査、経費負担の明確化等について検討を始めたところであります。

(要望事項)

9 市町村道から県道への昇格について

県道の認定については、道路法第7条に規定されているとおり、主要地、主要港、主要停車場、主要観光地等との連絡状況のほか、地方開発のために必要な道路も該当要件の一つとなっています。

については、大規模な整備計画がある地域、複数の市町村と連絡する路線等将来にわたり地域の発展に寄与する路線については、積極的に県道への昇格について取組みをされるよう認定基準の緩和を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

市町村道から県道への昇格については、道路法第7条の路線認定基準に照らし県の道路整備事業計画などを踏まえて個々具体的に検討してまいります。

(要望事項)

10 乗合バスによる生活交通の確保のための取組みについて

交通事業に関する規制緩和が実施され、乗合バスの需給調整規制が廃止されると、事業者は不採算路線から当然に撤退することが予測されます。

乗合バスは、地域住民の日常生活を支える交通の手段として大きな役割を果たしており、バス路線を維持していくことは行政の重要な課題となっています。

神奈川県におきましては本年6月、乗合バスの路線退出等に係る生活交通の確保方策について協議するため「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置されましたが、地域住民の足として重要な役割を担っている現行バス路線の維持や循環バスの導入方策を図るため、国・県の財政支援をはじめとする積極的な取組みを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県では、平成12年5月に「神奈川県地域交通研究会」を設立し、市町村とともに地域ごとの生活交通確保策について調査、研究を進めてきており、また、平成13年6月には県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設立し、廃止意向が示された路線等について、確保策の協議・検討を進めているところです。

生活交通の確保については、地域によって実情が異なるため、今後、地域交通研究会での検討結果や、県・町共同で取組んでおります運行実験などの地域での取組状況を踏まえながら、県としてどのように支援すべきか、検討してまいります。

なお、国の補助制度の拡充や地方自治体の安定的な財源確保については、引き続き国に要望してまいります。

10 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育費国庫負担制度の維持継続について

(1) 義務教育費国庫負担制度については、教育財政の健全化を図るため、国庫負担率1/2を堅持

すること。

<措置状況>（教育庁）

義務教育費国庫負担対象範囲の堅持について、「平成14年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において要望したほか、全国都道府県教育委員長協議会及び都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

今後も引き続き国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

- (2) 教科書の無償給与制度については、国民の間に広く定着しており、保護者の負担軽減からも、制度を維持継続すること。

<措置状況>（教育庁）

義務教育教科書の無償制度は、義務教育無償の精神から発足したものであり、国民の間に深く定着し、また保護者の費用負担を軽減する意味からも欠くことのできないものであるという観点から、県教育委員会として、平成13年度も国に対し、この制度の継続を要望したところであります。

(要望事項)

- (3) 学校事務職員及び学校栄養職員については、直接児童・生徒の指導に携わらないことを理由に、国庫負担の対象から外すことは円滑な学校運営に支障を来し、また義務教育制度の根幹に触れるものであり、引き続き現行の義務教育費負担教職員の範囲を堅持すること。

<措置状況>（教育庁）

義務教育費国庫負担対象範囲の堅持について、「平成14年度 国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において要望したほか、全国都道府県教育委員長協議会及び都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

今後も引き続き国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

2 教育指導体制の充実について

- (1) 派遣社会教育主事制度の廃止にあたっては、町村の社会教育の推進を図るため、人材育成のための研修など新たな支援・協力体制の確立について要望します。

<措置状況>（教育庁）

派遣社会教育主事制度の廃止に当たっては、派遣町村の個別事情も考慮しながら、一定期間、激変緩和のための措置を講じているところです。

また、町村における社会教育関係職員の養成を支援するため、市町村職員を対象とした研修事業の充実を図るなどの支援に努めてまいります。

(要望事項)

- (2) 本県単独措置としての充て指導主事制度は学校現場に精通した指導者が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果がありますので、引き続きこの制度を継続するよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

指導主事は、教育委員会の事務局に置かれる職員であり、原則的には当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、法で教員をもって充てることができるとされていることから、県では従来から教育活動充実のため各市町村の実情に応じ、国庫負担の他に、県単独措置により充て指導主事を配置しております。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、県と市町村との役割分担の見直しの観点などから、県単

独措置による充て指導主事の削減を行っているところです。

(要望事項)

- (3) いじめや不登校など児童・生徒を取りまく環境が大きな社会問題となっており、児童・生徒1人ひとりの不安や悩みごとを解決するための相談・援助体制の整備が不可欠となっています。スクールカウンセラー派遣制度の一層の充実について、強く要望します。

<措置状況> (教育庁)

心の教室相談員が中学校に導入された経緯については、中学生による問題行動が多く発生しており、その要因の一つに生徒の悩み、不安、ストレスなどがたまっていることも考えられることから、それらを和らげるために、生徒が気軽に話せる親しみのある、地域の方々等を心の教室相談員として、中学校に派遣することになりました。

一方、スクールカウンセラーは、生徒や保護者、教員の様々な相談、中でも専門的な知識を必要とする相談に対応しております。

スクールカウンセラーは、平成14年度は横浜市、川崎市を除く公立の中学校50校に配置し、対象中学校の学区となっている小学校にも必要に応じて派遣してまいります。

また、心の教室相談員については、県内の3学級未満の中学校とスクールカウンセラー配置校を除く、公立中学校 169校（横浜市・川崎市は除く）に派遣を予定しております。

今後も、スクールカウンセラーや心の教室相談員の配置拡充については、国の動向や予算状況等を勘案しながら、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

(要望事項)

- (4) 障害を持つ子が、地域の小・中学校で、地域の児童・生徒と共に学びたいという就学希望は、ノーマライゼーション意識の普及とともに増加しています。

障害児教育推進のため、小・中学校障害児介助員補助制度の存続・恒久化を要望します。

<措置状況> (教育庁)

小・中学校における介助員については、学校の設置者であります市町村の判断で行われるようお願いしております。

県としては、市町村が介助員配置の制度化を行い、その制度が定着するまでの間、奨励的に助成しております。

また、この助成措置については、全県的な定着状況から補助期限の5年に満たない市町村については、5年を満たすまで継続しております。

(要望事項)

- (5) 小・中学校等における放送受信料免除措置の廃止は、町村財政に及ぼす影響が大きく、放送教育の推進に重大な支障を来すので、引き続き免除措置を講じるよう要望します。

<措置状況> (教育庁)

義務教育諸学校等における日本放送協会放送受信料免除措置の適用が除外された場合、地方公共団体の財政に多大な影響を及ぼすのみならず、学校現場における教育活動及び放送教育の推進に重大な支障を生じることが懸念されます。

今後とも、免除措置の継続については、県教育委員会としても都道府県教育長協議会を通じて引き続き要望してまいります。

(要望事項)

3 外国人英語指導助手の助成について

子供たちの豊かな国際感覚を育て、国際理解を一層深めるためには、生きた外国語教育が極め

て重要であり、外国人英語指導助手の導入による成果は、顕著に表れています。

外国人英語指導助手の導入にあたっては、JETプログラムに対しては地方交付税により一部財源措置がされていますが、十分とは言えません。

事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度の創設を強く要望します。

<措置状況>（教育庁）

県では、教育センターに外国語指導助手を配置し、市町村からの派遣要望に応じています。

また、各市町村における外国人英語指導助手の導入に当たっては、「外国青年招致事業」として地方交付税により財源が措置されており、新たに補助制度を創設することは困難であります。

（要望事項）

4 少人数学級編制の実現について

標準法の一部改正により少人数指導を行うための教職員定数の改善が図られ、一部の学校に教員の配置がされていますが、全国的に学級崩壊などの問題行動が多発している現状を考慮して学級編制基準を引き下げ、少人数学級編制の実現に向けて国に働きかけを要望します。

<措置状況>（教育庁）

学級編制については、標準法により定められており、平成13年度から実施されている国の第7次教職員定数改善計画では、学級編制の標準はこれまでと同様40人としたまま、少人数授業など、きめ細かな指導を行うための定数改善が行われ、県でもこれを踏まえて、児童・生徒の実態や個性に応じた教育が実現できるよう、少人数学習担当教員等の配置に努めているところです。

（要望事項）

5 教育施設への保安員の設置等について

大阪府池田市の国立大阪教育大学付属池田小学校で児童・教諭が殺傷される痛ましい事件の発生を契機に学校の安全管理の強化が指摘されています。

子供たちが安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、保安員の設置等管理体制の整備を要望します。

<措置状況>（教育庁）

学校の安全管理体制については、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、地域全体で子どもたちを守るという意識の合意形成と具体的行動連携が何よりも大切と考えております。

そこで、学校の安全管理マニュアル作成のための指針を作成し、市町村教育委員会、県立学校に配付、提供し学校の安全管理体制向上に向けての取組をお願いしたところでございます。

また、県教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全に対する意識を啓発するため、県内すべての小・中・高校生に対して「安全のしおり」を、さらに、県内の小学校に対しまして、安全教育ビデオを作成し配付いたしました。

なお、学校の保安員等の体制整備については、学校や地域の実情に応じて、学校設置者である市町村教育委員会の判断により取り組んでいただくものと考えております。

（要望事項）

6 就園奨励費助成制度の充実について

私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減させる制度として、国の就園奨励費助成制度があり、町村におきましては、これに呼応して独自の助成金制度を持っています。

ついては、今日の社会情勢に鑑み、少子化対策のうえから、県独自の助成制度の創設を要望します。

<措置状況>（県民部）

幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、園における保護者負担軽減のための直接補助制度については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

7 情報教育推進に向けての助成について

情報化社会の進展により学級教育における情報教育は必要不可欠なものとなっており、町村においても「新学習指導要領」における情報教育の促進に向けて計画的な取組みを進めています。これに対してパソコン等設備整備に係る経費は交付税で一般財源措置されているところですが十分とは言えません。

事業内容の一層の充実を図るため、県における補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (教育庁)

コンピュータの導入は、買取方式では導入時の負担が大きいことから、レンタル・リース方式により地方交付税の単位費用に算入されています。あわせて、教育用ソフトウェアの導入費用、インターネットへの接続にかかる回線使用料も算入されております。

コンピュータ等設備に関する国の補助金制度は、平成7年度より5年程度の使用期間で更新できるようレンタル・リース方式にて地方交付税の対象とした経緯がありますので、補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

8 生涯学習の事業及び施設の条件整備と助成制度の拡充について

生涯を通じて学習をし続ける社会の実現を目指す生涯学習において、社会の動向に対応した生涯学習の振興方策を推進し、生涯教育の事業及び施設についてより良い条件整備を進めるとともに、事業の一層の充実と円滑化を図るため、助成制度の拡充を要望します。

<措置状況> (教育庁)

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」を通して、国に対して、生涯学習及び社会教育の振興・充実について、働きかけております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により、平成13年度から下限事業費を引き下げるなど、市町村の実情にあうよう柔軟な対応を図っているところです。

(要望事項)

9 学校教育における男女平等と個性尊重の推進について

すべての子どもたちが、それぞれ自己の将来について豊かな夢を持ち個性と能力を伸ばすことができるよう、また、性別による役割分業意識を解消し就業意識の育成を図り両性が共生する人間関係の展望を示すよう、学習・指導・カリキュラムにおける改善とともに男女平等の理念の徹底を図られるよう要望します。

<措置状況> (教育庁)

一人ひとりの個性が生きる教育を推進することについては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育内容の精選や教育課程の一層の弾力化、また人権教育の観点からの充実が図られるよう、全県新教育課程説明会等で指導するとともに、教育課程研究推進校を設置し、その成果を地域の教育課程の研究に反映させるよう取り組んでおります。

平成13年度は、男女平等の理念の徹底を図るために、「男女平等 教育推進のために～男女共同参画社会をめざして～」を作成しました。また、現職教員研修については、県立教育センターにおい

て共生社会教育研修講座、人権・同和研修講座等を開催し、その推進に努めています。

(要望事項)

10 公立小・中学校校舎等の耐震補強に対する助成について

(1) 耐震診断の補助金への算入期限を延長し、診断に基づく工事はすべて補助対象とすること。

<措置状況> (教育庁)

地震対策に関する法定計画の対象事業であれば、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象となっております。なお、診断に要する経費は算入期限が定められておりませんので、計画的な取組をする必要があります。

(要望事項)

(2) 公立学校施設整備費補助金については、現行補助率を確保するとともに実態に見合った面積、価格を基に算定すること。

<措置状況> (教育庁)

学校施設の耐震対策を計画的に実施していくために、県としては、地震防災対策事業に係る予算措置の拡充及び補助基準の緩和について国へ要望しているところであります。

(要望事項)

(3) 地震防災対策強化地域に指定されていない町村に対しても、耐震補強事業に係る元利償還金について交付税措置すること。

<措置状況> (企画部)

国庫補助事業である義務教育施設の耐震補強事業に係る交付税措置については、地震防災対策強化地域のみを対象としておりますが、地震防災対策は、強化地域のみの問題だけではなく、どの地域においても重要かつ緊急な課題となっていることから、地震防災対策特別措置法適用事業（国庫補助事業）に係る地方債の元利償還金についても交付税算入されるよう交付税の額の算定方法に関する意見申出制度を活用し、平成12年10月31日に国に申し出たところであります。

しかしながら、地震防災対策強化地域に対する交付税措置は、国として特に強化対策の必要な地域について特別な対策を講じているものとして、この意見は不採用となりましたので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(4) 地震防災緊急事業5ヵ年計画の期間を「市町村の事業終了時」まで延期すること。

<措置状況> (教育庁)

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」は地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成することとされております。東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中で、「地震防災緊急事業五箇年計画」の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充や補助基準の緩和について、国へ要望しているところです。

(要望事項)

(5) 国庫補助負担率の引上げと県の補助制度を創設すること。

<措置状況> (教育庁)

小・中学校の校舎に係る耐震補強工事については国庫負担（補助）率は2分の1となっておりますが、体育館については地震防災対策事業ではなく危険改築・大規模改造事業で実施するとされており、結果的に負担（補助）率は3分の1となっております。

県としては、地震防災緊急事業五箇年計画の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充及び補助基準の緩和について国へ要望しているところであります。

また、公立小・中学校の施設については、設置者である市町村が国庫補助制度を活用して整備を行うべきものと考えており、県による助成は困難であります。

(要望事項)

11 小・中学校の大規模改造事業における空調工事国庫補助金の継続について

小・中学校の大規模改造事業の空調工事に係る国庫補助については、順次削減の方向であるとされていますが、生徒や職員の健康管理のうえから空調整備は必要であります。

については、各町村では総合計画等により逐次整備を進めておりますので、引き続き補助金を交付するよう要望します。

<措置状況> (教育庁)

小・中学校の大規模改造事業の空調工事に係る国庫補助金については、廃止等の動きが出た場合には、国への働きかけなどを検討していきたいと考えております。

11 交通安全対策の推進

(要望事項)

交通安全対策につきましては県・市町村、警察並びに交通安全対策協議会をはじめ各種団体等県民総ぐるみによる交通安全、事故防止運動を展開しているところですが、交通事故の撲滅には困難を極めている現状であり、また、暴走族やローリング族による騒音、危険な走行等の違法行為は、交通の妨げになるばかりではなく、地域住民の生活環境を破壊し、観光客にも多大な迷惑をかけています。

交通事故のない安全で住みよい社会の実現のため、交通安全対策諸事業の推進をはかるとともに、暴走族、ローリング族等の違法行為に対するパトロールや取締りの強化を要望します。

<措置状況> (警察本部)

交通安全対策諸事業の推進につきましては、幼児から高齢者までの生涯教育として、体系的な安全教育と位置付け、それぞれの道路利用形態に沿った参加・体験型の交通安全教育を推進し、交通事故防止対策を強力に行っていいるところであります。

暴走族、ローリング族等の違法行為に対するパトロール、取締りの強化についてでありますが、暴走族は、極めて反社会性の強い違法集団であることから、「暴走族は一切認めない」という強い基本姿勢のもとに、県警察の総力を結集して「暴走族総合対策」を推進しているところであります。

また、山間部、工業団地地区等の特定地域にい集し暴走行為を繰り返しているローリング族、ドリフト族等に対しては、警察署及び交通機動隊による取締りを実施しているほか、い集・走行させないための交通規制や道路管理者と連携した道路改良対策を推進しております。

今後とも取締りをはじめとする各種暴走族対策を強力に推進してまいります。

III 地域要望

1 三浦

(要望事項)

(1) 三浦半島国営公園の設置促進について

三浦半島地区は、四季を通じて気候温暖、風光明媚でかつ自然環境と豊かな海浜レクリエーション資源を有する一方、首都圏に位置し、アクセス面でも恵まれており、国営公園の設置条件を備えた地です。

平成10年に神奈川県、地元3市1町及び経済団体等で構成される「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を設立し、国営公園の誘致の取り組みを従前にもまして積極的に推進しているところです。

また、「改訂・かながわ新総合計画21」におきましても、三浦半島地区を「人と自然の公園文化交流半島」と位置づけ、その核として国営公園誘致が挙げられています。

ついては、県においても地元の意向をご覧のうえ、関係機関との連携のもと、国への要望活動など誘致の実現に向け、更なる配慮を要望いたします。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、県と地元市町・経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸として、誘致の実現に向け、努力してまいります。

2 湘南

(要望事項)

(1) 湘南の魅力発信、活性化について

湘南地域の魅力は、相模湾をはじめ、神奈川県の母なる川「相模川」、大山を含めた丹沢連峰、そして先人達に培われた豊かな生活・文化や観光資源など全国有数の住みやすさを誇る都市であります。これらは湘南の特性であり県民の貴重な財産となっています。

神奈川県では、「かながわ新総合計画21」で県央・湘南都市圏整備構想の重点プロジェクトとして環境共生モデル都市圏の形成を位置づけ推進していただいているところですが、湘南地域をテーマとした全国ネットのテレビ番組の制作や湘南地域をステージとしたイベントを実施していくなど、湘南地域の魅力発信、活性化のために県の積極的な事業の取り組みを要望いたします。

<措置状況> (商工労働部)

現在、全国ネットのテレビ番組の制作は予定しておりませんが、各種観光イベントは、地域の観光関連産業の振興あるいは地域の活性化に大きな役割を果たしますので、今後とも、地元市町や地域が主体となって実施していただく中で、(社)神奈川県観光協会を中心として団体や企業などとも積極的に連携を図りながら支援してまいります。

3 足柄上

(要望事項)

(1) ごみの広域処理に対する支援について

現在、足柄上地区1市5町においては、南足柄市は南足柄清掃工場で、中井町・大井町・松田

町は足柄東部清掃組合で、山北町・開成町は足柄西部清掃組合でごみの焼却を行っていますが、平成13年3月に足柄上地区広域行政協議会の「ごみの広域処理」専門部会から、各施設の改善による施設の延命が限度となる平成22年を目標に新施設の稼動ができるように統合を推進することが望ましいとの調査報告がありました。

これを受け、具体化に向けては今後1市5町の関係者により広域処理の方向で多角的な検討を重ねてまいりますので、当計画の推進に係る各段階において技術的支援と国・県を通じた財政的支援を要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

ごみの広域処理に向けての技術的支援としては、ブロック調整会議等を通して、民間技術情報や環境産業動向情報の提供等を行っております。

また、財政的支援としては、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、現在国庫補助対象外となっている建築物や建設用地等を補助対象とすることや、公害防止計画策定区域とその他の区域に差のある国庫補助率の引上げ、さらには、既存施設の廃止に伴う国庫補助金の返還等の特例について、国に要望しているところです。

さらに、県としても、市町村の取組を促進する仕組みづくり等について、今後、検討を深めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

(2) 地震防災対策に対する支援等について

神奈川県では、地震防災対策の推進にあたり「市町村地震防災対策緊急支援事業」の延長により、防災資機材整備の支援等に取り組まれていますが、当地域においては「神縄・国府津一松田断層帯」上に立地しており、震災による被害は広範囲にわたり甚大な面的被害が予想されます。

つきましては、当地域の危険性を考慮して、地震防災対策緊急支援事業における上乗助成や、地震防災対策に対する国庫補助等の特例措置の延長に向けた法改正などを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況>（防災局）

市町村地震防災対策緊急支援事業につきましては、広域応援体制の拡充や防災訓練の実施、防災知識の普及など対象事業の拡大を図っており、また、補助限度額についても、加算措置を講ずる対象事業や加算額について拡大を図っております。

また、地震防災対策特別措置法は、平成12年度末までの時限立法でしたが、法改正により平成17年度末まで延長され、財政上の特例措置についても延長されました。これを受け、県でも新たに「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定したところであります、計画の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充及び補助基準の緩和について、国へ要望しております。

（要望事項）

(3) 国道246号バイパス延伸計画について

国道246号は、当地域から秦野市へ通じる唯一の幹線道路のため、交通量は極めて多く慢性的な交通渋滞を招いています。第二東名自動車道と国道246号バイパス計画に伴い、（仮称）秦野西インターチェンジ以西の円滑な交通を確保する延伸計画については、毎年要望してきたところです。

つきましては、進捗状況等を踏まえ具体的な情報を提供していただくとともに、引き続き延伸計画を早急に確立するよう国への働きかけについて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の国道246号バイパスの延伸については、秦野西インターチェンジ以西の円滑な交通確保という観点から、その趣旨を国にお伝えします。

(要望事項)

(4) 酒匂川左岸護岸整備の促進について

神奈川県と関係市町が連携して進めている「酒匂連携軸総合整備構想」により、当地域を「水野辺のエリア」として位置付け、自転車による回遊性とサイクリングコースの整備について検討しています。

一方、酒匂川に隣接する各々の市町は地域住民の憩いの場を提供するため、親水性を加味した拠点づくりを推進しています。

しかし、酒匂川左岸の新十文字橋から松田町と山北町境までの区間においては、護岸が未整備箇所があるため回遊性が寸断されています。この区間が整備されることにより、大井町・松田町・山北町・開成町の各々の拠点を広域的に活用することが可能となります。

つきましては、当地域住民が「水野辺のエリア」を広域的に活用するため、早期に酒匂川左岸護岸整備を促進されることを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 酒匂左岸縦貫道路の延伸と旧十文字橋架け替えについて

酒匂縦貫道路は、大井町まで計画決定されていますが、松田町から山北町までの区間は位置付けていません。一方、開成町と松田町の間に架橋されている旧十文字橋は、昭和51年に神奈川県より両町に移管され架設後73年が経過したため、老朽化が進み崩壊が危惧されています。

この旧十文字橋の架け替え工事費については、数十億円が必要となることから県事業としての架け替えを要望しましたが、町に移管されている町道としての整備に、国庫補助事業を導入して実施すべきとの回答をいただきました。

つきましては、国道246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、当地域の通勤や通学、円滑な経済活動を促すため大井町から松田町、旧十文字橋を通り開成町へ通じる道路とともに、松田町から山北町の県道74号（小田原・山北線）の大口橋から県道726号（矢倉沢・山北線）の足柄橋を結び、国道246号に至る酒匂縦貫道路延伸について要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の酒匂川左岸縦貫道路の延伸については、酒匂連携軸総合整備構想を推進するため、住民、団体・企業・NPOと県及び地元2市5町からなる「酒匂川流域の交流ネットワーク会議」を設立したところであり、今後、この会議において、人やものが活発に行き交う、回遊性のある交流ネットワークを形成するという視点から、検討してまいります。

(要望事項)

(6) 都市計画道路和田河原・開成・大井線酒匂川橋梁新設と道路整備について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、県道74号（小田原・山北線）と国道255号を結び、当地域の骨格となる重要な幹線道路であり、地域経済の活性化・都市防災機能の強化・既存道路の交通渋滞の緩和等につながり、その費用対効果は絶大であるため、地域住民から大きな期待が寄せられています。

つきましては、県施工による建設を早期に実現するため、関係市町との役割分担や周辺の土地利用を含めた調整を行うとともに、平成14年度予算に設計調査費を計上し、積極的に事業を推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の路線の、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道路の区間については、事業化へ向け、関

係市町との役割分担・周辺の土地利用を含め調整を図ってまいります。

(要望事項)

(7) (仮称) 山北・開成・小田原線の整備について

(仮称) 山北・開成・小田原線の整備については、酒匂連携軸総合整備構想の回遊性のある交通基盤の中で、当地域にとって最も重要な幹線道路です。

つきましては、「かながわ交通計画」改定の際には、計画に位置付けていただくとともに、事業の実現に向けた整備計画を策定するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、「かながわ交通計画」の見直しの中で、広域的な観点からその必要性も含めて検討してまいります。

(要望事項)

(8) (仮称) 小田原・甲府線(山北・道志線)の整備について

現在、山北町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況であります。

このような中、山北町と道志村を南北軸として整備することは、首都東京から80km圏内の東名高速道路や第2東名高速道路をはじめ、中央高速道路・国道1号・20号・246号・413号などの東西幹線道路を南北に結び、東西交通軸に対し南北軸の形成を図り、新たな広域幹線道路として首都圏の慢性的な交通渋滞を解消することが可能になります。

また、知事が提唱する「山梨・静岡・神奈川の県際地域を中心とする新しい交流圏」となりうるもので、県西地域の経済・産業の活性化につながるものであります。さらに、昨年より山梨県山中湖村・道志村、静岡県小山町、神奈川県小田原市・中井町・大井町・松田町・開成町・山北町の10市町村による研究会を組織し、第2東名高速道路のインターチェンジ構想と併せて、小田原・甲府線整備計画の調査・検討を行っています。

つきましては、当地域の活性化施策が神奈川県交通計画及び富士箱根伊豆交流圏整備に示されていますので、(仮称) 小田原・甲府線(山北・道志線)の整備について、酒匂連携軸総合整備構想へ位置づけていただき、事業が実現できるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、酒匂連携軸総合整備構想を推進するため、住民、団体・企業・NPOと県及び地元2市5町からなる「酒匂川流域の交流ネットワーク会議」を設立したところであり、今後、この会議において、人やものが活発に行き交う、回遊性のある交流ネットワークを形成するという視点から、検討してまいります。

(要望事項)

(9) 第2東名高速道路秦野・御殿場間への活性化インターチェンジの設置について

第2東名高速道路の総延長は286kmで、平均間隔13kmの割合でインターチェンジが22箇所設置される予定となっております。当地域に隣接する秦野と御殿場にはインターチェンジが設置されますが、秦野・御殿場間は33kmと距離が長く、この間の神奈川県西部及び静岡県東部地域には、インターチェンジの設置が計画されていないため通過交通となっています。

このような中、県西部地域にインターチェンジを設置することは、首都圏の西の玄関口となるとともに、建設工事に伴う発生残土を広大な砂利採取跡地に受け入れ、土地の有効利用を図り県外へ流出する企業を食い止め、産業の空洞化を阻止することにもつながるものであります。また、大規模な地震の発生に備えた防災拠点としての役割を果たすものと考えております。

さらに、一昨年12月に神奈川県のご支援をいただき、神奈川県・静岡県・山梨県の関係する10

市町村で、建設省（現国土交通省）へ対してインターチェンジ設置の要望書を提出したところであります。

つきましては、第2東名高速道路秦野・御殿場間へ地域活性化インターチェンジ設置につきまして、引き続き国土交通省への働きかけを要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望については、引き続き国土交通省へ伝えてまいります。

4 足柄下

（要望事項）

(1) 西湘バイパス改築工事の再延長について（真鶴町、湯河原町）

小田原市早川の交通渋滞解消対策のための西湘バイパス延長工事は完了しましたが、更に真鶴道路接続地点までの改良工事を実施されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

石橋インターから真鶴道路までの区間を結ぶ路線は、国道135号だけであり、この地区的抜本的な渋滞解消、周辺生活道路への影響あるいは災害時の代替性を考慮すると、西湘バイパスの延伸は県としても必要であると考えております。

ご要望の点については、西湘地域道路検討会において、渋滞緩和に向けた具体的な対応策や整備手法等の検討を行うこととしてきており、この場で議論を深めてまいります。

（要望事項）

(2) 広域営農団地農道整備事業について（小田原・湯河原線）（真鶴町、湯河原町）

広域営農団地農道整備計画に基づき、小田原市から真鶴、湯河原の両町にまたがる広域的な営農団地内の農産物の集荷作業の省力化及び流通の改善を図り、あわせて観光農業の導入など、農業の振興を中心とした地域の活性化、生活環境の整備を目的に平成8年度から着工し、平成17年度の完成予定で進められていましたが、国の公共事業見直し等により、平成37年度まで期間が延長されるようですが、関係する地権者や小田原市農業協同組合からも早期に完成するよう強く要望されていますので、国・県の積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、早期完成を目指して、引き続き事業推進に努めてまいります。

5 水源地域

（要望事項）

(1) 水源地域活性化のための支援について（山北町、清川村、津久井町、相模湖町、藤野町）

県では、「かながわ新総合計画21」で、「水源地域総合保全整備構想」の重点プロジェクトとして「水源地域の活性化」を図ることを上げています。県と水源地域7町村で取り組んでいる「やまなみ五湖ネットワーク推進事業」は県民の財産である水源地域の自然環境を守り、地域の活性化を図るために、様々な事業を展開し、大きな成果を上げてきました。

平成13年度からは地域の特色を生かした交流事業を推進するため「水源地域交流の里づくり推進事業」をスタートしましたが、水源地域の活性化を図るために、さらなる基盤整備等が必要であり、その事業を推進するための新たな補助制度については町村の要望を踏まえた制度にされるよう要望いたします。

<措置状況>（企画部）

平成13年7月に策定した「水源地域交流の里づくり計画」に基づき、平成13年度から「里のコーディネーター育成事業」や「里の名人・匠との出会い・ふれあい事業」などの「水源地域交流の里づくり推進事業」等を推進するほか、平成15年度以降、関係町村の要望やこれまでの事業実績を踏まえ、「水源地域施設整備事業」に対する補助制度の創設を検討してまいります。

(要望事項)

(2) (仮称) 水源(湖沼)地域交付金の創設について

(山北町、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町)

水源地域(湖沼地域)は、県民共通の財産である水源地域の豊かな自然を次世代へ継承しなければならない大きな役割を担っております。また、近年においては、水資源を安定的に確保するため、森林の水源かん養機能の強化やダムの貯水機能に関わる多くの役割を担っております。さらに、安全で良質な「おいしい水」を確保するため、水源地域の水質保全対策に取り組む役割はますます高まって来ております。

この水源地域には、7万人の住民が生活をしており、安全で良質な水を供給するためにはその生活排水処理対策が欠かせません。しかし、都市住民の理解と協力を得なければ永続的な取り組みは困難な状況にあります。

このため、県が検討しています水源環境税を導入され、水源地域に対する交付金制度を創設されますよう要望いたします。

<措置状況> (企画部)

県では、安定的な水利用のための森林の水源かん養機能の強化、安全で良質な水の確保のための水源水質の保全、水源地域の活性化など、水源環境を保全するために進めるべき諸施策や、そのために必要な財源のあり方について、現在、神奈川県地方税制等研究会の下に生活環境税制専門部会を設け、ご議論をいただいております。

ご要望の点を含め、水源環境諸施策を一層推進していくための仕組み等については、今後この専門部会での議論をはじめ、県民の皆様や関係市町村からの幅広いご意見等を踏まえ、検討を深めてまいります。

6 その他の地域

(要望事項)

(1) 特定地域における土地利用計画の推進に係る支援について(山北町、清川村)

特定地域を有する9町村は、いずれも水源地域や自然環境保全上重要な地域であることから土地利用について様々な規制がかかっているため、財政力の弱い町村が多くなっております。また、人口の動向についても平成12年国勢調査速報によれば、平成7年度調査に対し特定地域を有する9町村はいずれも減少しており、過疎化減少が顕著となりつつあります。

このようなことから、各町村では特定地域土地利用計画を中心に地域振興プロジェクトを推進しておりますが、近年の社会情勢等から単独の町村では、事業主体の誘導等が困難な状況となっています。このままでは、地方分権時代に向けたまちづくりに支障が生ずる可能性があるため特定地域土地利用計画の推進にかかる県の各種支援を要望いたします。

<措置状況> (企画部)

特定地域においては、市街化調整区域に準ずるものとして市街化を抑制してきましたが、町村が地域振興上の観点から設定している利用検討ゾーンでは、市街化調整区域では認めていない住宅や工場などについても認める措置を行ってきました。

この計画の推進にあたり、町村が道路等の公共施設の整備を行う場合においては、市町村自治振興事業会計の中で、補助金及び貸付金の制度がございます。

また、企業の誘致については、土地利用に向けた整備が具体化した段階で、県をはじめ県内市町村、関係団体等で構成する「神奈川県企業誘致促進協議会」の取組を通じて、誘致の促進を図ってまいります。

IV 個別要望事項

企画部関係

(要望事項)

1 山砂利採取区域の拡大及び鉱業の育成支援について（山北町）

現在、町で設定している山砂利採取区域内の事業は、着実に採取が進み残す区域は僅か5年程度となっており、このままでは今後県内の安定した骨材供給に支障が生じる可能性があります。また、本町では砂利採取条例による独自のまちづくりを推進するため砂利採取業者の育成等にも積極的に取り組んでまいりましたが、これにも歯止めがかかることが懸念されます。

つきましては、建設骨材の安定供給確保及び鉱業をはじめとする産業振興によるまちづくりを推進するため、砂利採取区域の拡大及び鉱業育成への特段のご配慮を要望いたします。

<措置状況>（企画部）

山北町における山砂利採取事業については、昭和54年以来、町と県の調整のもとに必要最小限の区域の設定を行い、必要に応じ、土地利用規制の解除につき、国とも調整を行ってきたものです。

砂利採取事業は長期にわたり自然環境等へ与える影響等が非常に大きいため、採取区域の拡大に当たっては、その影響等の軽減策や跡地利用を含めた対応を町と一緒に検討していく必要があると考えています。

また、砂利採取業者を含む中小企業に対しては、中小企業経営革新支援法等の支援措置により、融資・税制・補助金等の支援を行っているところでございます。中小企業の総合的支援の観点から、関係する中小企業支援機関と連携の上、今後とも支援に努めてまいります。

(要望事項)

2 宮ヶ瀬ダム関連導水路要望事項の実施について（津久井町）

平成12年度に宮ヶ瀬ダム建設事業が完了したが、残された宮ヶ瀬ダム建設に係わる要望事項の完全実施を要望します。

<措置状況>（企画部）

宮ヶ瀬ダム関連導水路建設に係る地元要望事項については、昭和59年以来、国、県及び町の役割分担に基づき、道路改良整備等の事業を実施しているところです。平成14年度においても、アクセス道路の整備など、県が対応すべき要望事項については、引き続き実施に努めるとともに、国が対応すべき事項について、国に働きかけてまいります。

防災局関係

(要望事項)

1 消防ホース補助事業について（湯河原町）

平成8年度から平成12年度まで補助対象であった消防ホース補助事業は、平成13年度から除外されました。が、防災活動支援の観点から補助事業として継続されるよう要望します。

<措置状況>（防災局）

ご要望の消防ホースへの補助については、消防活動支援の観点から補助対象として継続いたします。

(要望事項)

2 消防団員被服補助事業について（湯河原町）

平成8年度から平成12年度まで補助対象であった消防団員被服補助事業は、平成13年度から除外されましたが、防災活動支援の観点から補助事業として継続されるよう要望します。

<措置状況>（防災局）

ご要望の消防団被服の補助については、消防活動支援の観点から補助対象として継続いたします。

県民部関係

(要望事項)

1 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について（藤野町）

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われています。しかし、藤野町の場合は交通アクセス等の関係から、東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く保護者の負担が大変であります。

よって、県内に生徒と保護者が在住する県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても軽減制度の拡大を要望します。

<措置状況>（県民部）

県外の私学へ通学する生徒については、私学助成制度検討協議会から「近隣都県と調整の上、県外通学者に対する学費補助制度について検討する必要がある。」との提言もいただいておりますので、関係団体、近隣都県と協議しながら検討してまいります。

環境農政部関係

(要望事項)

1 ごみ焼却施設の改善に対する国・県の援助について（二宮町）

町では、平成7年度にバッチ式の新設炉1炉を完成させ、平成8～9年度には既存の3炉に対しバグフィルターを設置するなど、廃掃法の基準に添った国庫補助事業として整備してきました。しかし、後の法改正等で構造基準や維持管理基準が強化され当該施設の改善が必要となっていました。町としても対策を検討しているところですが、また、国や県が推進している「ごみ処理の広域化計画」についても取り組んでいるところですが、なかなか方向性を見出せずにいます。そこで、広域化が不可能となれば町単独で改造又は新設炉を計画したいと考えていますが、これまでに国庫補助金や起債あわせて20億円余りの経費をかけたことや、現施設を改造する場合にも又は新設炉を整備する場合においても、新たに相当額の財政的負担が生じてしまうことが、町としても大きな課題となっています。

つきましては、財産の処分制限期間の弾力的運用及び国庫、県費の補助対象となるよう引き続き国への働きかけを要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

ごみ焼却施設の整備に当たり、国庫補助を受けるための要件としては広域化計画に位置付けられ、かつ、ダイオキシン対策が十分に講じられることが必要です。また、県ではごみ処理広域化計画の推進を行っており、安全で効率的なごみ処理の検討を市町村ともども行っているところです。今後のごみ処理施設の整備についてはごみ処理広域化計画に基づいて実施する必要がありますので、広域化計画に基づいたごみ処理の検討が必要と考えております。

なお、既存バッチ式炉の改修については、国の補助対象となるよう、かねてから国に対して働き

かけているところですが、費用対効果の理由で対応は困難との感触を得ておりますが、引き続きご要望の趣旨は国へ伝えてまいります。

(要望事項)

- 2 小田原箱根道路供用開始前、供用開始後の大気汚染測定器の設置について（箱根町）
自動車排出ガス測定局の町村部への設置は困難ということですが、小田原箱根道路供用開始前ににおける移動測定局の早期設置及び供用開始後のすみやかな設置を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

移動測定局については、市町村と協議しながら設置場所を決めております。箱根町の意向等をお伺いしながら検討してまいります。

(要望事項)

- 3 不法投棄対策の更なる強化について（清川村）

平成13年度要望に対し、県の措置状況で早期撤去による原状回復や未然防止対策として、監視体制の強化等していただいております。

最近は、大型車輌による大規模・悪質な不法投棄がなされ、こうした行為に対する阻止対策を更に強化・推進していただきたく要望いたします。

<措置状況>（環境農政部・県土整備部）

県では、平成9年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」として、不法投棄の未然防止対策、原状回復対策を県民、事業者、行政が一体となって実施しております。

県としても、広域的な不法投棄行為等に対応するため、廃棄物対策課に県警本部からの警察職員を配置するとともに、監視カメラの設置や警備会社による不法投棄監視パトロールといった事業を通じ、行政センターと連携しながら、不法投棄に対する厳正な対応に努めているところです。

今後とも、これらの事業の充実を図るとともに、各地区に設けられております「不法投棄・散乱ごみ防止対策推進協議会」等を通じ、県関係機関はもとより、市町村やN P O等の民間団体、警察と連携を図りながら、不法投棄防止対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

(要望事項)

- 4 津久井湖周辺の不法投棄廃棄物への対応について（津久井町）

津久井湖周辺の斜面地に不法投棄されている廃棄物の撤去及び不法投棄防止策としてフェンスの設置を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

県としては、県道等から投棄された廃棄物であって、投棄者が不明な廃棄物である場合等において、不法投棄の大規模化・常習化を阻止するための不法投棄緊急撤去事業を実施するとともに、未然防止対策として、施設管理者において不法投棄防止柵の設置を進めているところです。

今後とも、施設管理者や市町村、県警等との連携を図りながら未然防止対策や監視体制を強化するとともに、水源地の保全という観点からも、不法投棄物の撤去による原状回復に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

- 5 自然環境保全地域の活用について（中井町）

厳島神社周辺は、特徴ある社寺林と湧水の出る湿地帯（湿田地）として、昭和49年に神奈川県より自然環境保全地域として指定を受けています。以後、自然の状態で保護・保全をしてきた結果、現実には放置状態となり、植物等の腐敗による堆積物で湿地帯であった当地域は陸地化の傾向にあります。

そこで当町では、自然環境保全地域の復元と、貴重な湧水地の保全に努めると共に、地域住民の憩いの場として親しまれ、また、21世紀へ残すべく貴重な財産となるよう、今年度から自然環境保全地域の整備をすることにいたしました。

環境行政の面からこの整備にご理解いただき、引き続き財源補助のご支援と事業に対する特段のご指導をお願いいたします。

<措置状況>（環境農政部）

中井町が計画している厳島神社自然環境保全地域におけるビオトープ整備については、県としても、当該地域の自然環境の特色である湿原の環境が自然環境保全地域制度の趣旨に沿って良好に保全及び利用されるよう、中井町と技術面での協議等を行っておりますが、今後とも引き続き同様の協力をに行ってまいります。

(要望事項)

6 かながわ景勝50選（仙石原高原）保存事業に対する助成について（箱根町）

昭和54年に「かながわ景勝50選」に選定された仙石原高原は、箱根を代表する景勝地として多くの人に親しまれています。

町は、昭和63年度から野焼きなどを毎年実施し、このススキ草原の永続的な保存に積極的に取り組んでいるところですが、事業実施には多額の経費が必要となりますので、ススキ草原の維持と観光資源保護の観点からも、県の助成を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

湿原の保全に向けてある程度の人為的管理が必要とされた仙石原高原については、平成12年4月、箱根町も主体となって、国や県とともに「仙石原湿原保全計画書」を策定して、それぞれの役割分担のもと、それぞれが責任を持って保全対策を進めているところです。

こうした役割分担に基づいて、県としては保全対策上必要な草刈りや水位、土壤のモニタリング調査を実施しておりますので、新たな助成制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

7 畑引山集団施設地区整備事業の促進について（箱根町）

畠引山集団施設地区整備については、全体計画の見直しと併せ、後期計画の策定がなされておりますが、国の公園計画の見直しとも照らし合わせ、後期計画の早期実現について要望します。

また、「森のふれあい館」を拠点とした「やすらぎの森」全体を、有料化可能なレクリエーション施設として整備されるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

畠引山集団施設地区の後期計画については、これまで計画の推進に向けて話し合いを進めてまいりましたが、策定後8年を経過したことから、利用計画の見直しも含め、環境省や箱根町とともに話し合いを進める働きかけていく必要があると考えております。

「やすらぎの森」全体の有料化については、自然公園施設のあり方として問題があると考えられますので、箱根町に対して、国や県に具体的に説明するよう求めていきたいと考えております。

(要望事項)

8 県立真鶴半島自然公園利用増進を図るための遊歩道等の安全対策に伴う整備について
(真鶴町)

年間100万人を超える観光客が、県立真鶴半島自然公園を訪れておりますが、近年は、多くの方が、徒歩による自然観察や森林浴等で、遊歩道の利用が目立つようになりました。

県では、既に遊歩道の整備は済んでいるとのことですですが、遊歩道には木柵や縁石等もなく、遊歩道とそれ以外の区別がつかない箇所もあります。

真鶴半島自然公園利用増進方策検討会議報告書を確定の上、これに基づく危険防止整備・改修

を引き続き要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の遊歩道については、ご指摘のとおり木柵が壊れていったり、柵そのものが未設置で安全対策上問題のある区間があり、平成12年度から16年度までの5ヶ年の計画で、危険箇所から優先して柵の整備を進めているところです。

自然公園の施設は「保護と利用の調和」を図ることを目的にして設置されるものですが、環境省監修の技術指針によれば、柵については植生保護（進入防止）と安全確保（転落防止）を目的として設置するもので、自然景観の妨げにならないように配慮することとされております。したがって、遊歩道のすべての箇所に柵を設けるのではなく、森林の林床植生が立入りによって壊されている場所や、転落したり道に迷ったりするおそれのある場所に限って柵を設置していくというのが県の基本方針です。また、縁石については技術指針に規定はありませんが、基本的に、遊歩道には排水溝（縁石を用いたものも含む）は設けないこととされており、未舗装の遊歩道には縁石の設置は不要であると考えております。

このような観点から、柵などの構造物が遊歩道のどの区間に必要なのかを、具体的に現地で地元真鶴町や関係者の方々と協議を行い、整備につなげてまいります。

（要望事項）

9 県立真鶴半島自然公園特別地域内の私有地の買い上げについて（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園特別地域内に、1筆2,858m²の私有地が存在していますが、従来より開発要望が出されています。各種法令により開発を抑止してきましたが、小規模の私的な土地利用が行われた場合は、開発が可能で、風致景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、公園利用計画の推進の上でも支障と思われます。

私的な土地利用がされる前に、県立自然公園の環境を保ち、貴重な景観を未来に残すためにも、この土地の買い上げをしていただきたいと要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

自然公園内の風致景観は、県立自然公園条例を適切に運用することで、保護と利用の調和を図ることができると考えますので、県による私有地の買い上げは行いません。

（要望事項）

10 県立真鶴半島自然公園内及び沿岸線におけるテント張り禁止区域の指定について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園内の海岸線、特に三ツ石海岸を中心に連泊のテントが設置され、他の観光客とごみの散乱等でトラブルを起こし、また、防災面でも地震時の津波等も懸念されております。

県立自然公園条例では、テントは仮工作物で、設置するには許可が必要であり、それに基づき規制できるとのことでありますが、1泊～4泊程度のテントには、同条例での規制では速効性がなく効果があがりません。

一般の公園利用者の利用増進を図る上からも、当該地域を県条例によりキャンプ禁止区域に指定されるよう強く要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

津波を理由とするキャンプ禁止区域の指定は、この危険性が当該地域に特有のものではないことから、海岸の自由使用の原則を損なうおそれがありますので難しいと考えております。

なお、当該自然公園内におけるテント張りについては、テントの設営が仮工作物の新築に当たることから、県立自然公園条例において既に規制されておりますので、自然公園条例としてキャンプ禁止区域の指定は必要ないと考えております。

(要望事項)

11 県立真鶴半島自然公園の整備と県・町職員の連携について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園の管理・整備にあたり、県・町の役割分担を明確化し、互いの連絡体制と現地確認をする上で、時間的利便性のある西湘地区行政センターに職員配置を図っていただけ るよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

「真鶴半島自然公園利用増進方策検討会議」において県と町の役割分担は明確化されている中で、真鶴半島自然公園を所管する自然環境保全センター箱根出張所において適切な公園整備・管理を行っておりますので、西湘地区行政センターへの職員配置は考えておりません。

(要望事項)

12 県立奥湯河原自然公園の整備について（湯河原町）

県立奥湯河原自然公園整備計画と当町の整備計画との整合を図り、県・町の役割分担を明確化した上で、早急な整備を実施されるよう要望します。

また、池峯地区は、紅葉等の落葉広葉樹を活用した新たな観光拠点として整備中であり、平成13年度「花と水の交流圏づくり事業」として県補助金が採択されておりますが、平成16年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部・企画部）

平成12年4月1日付けで県立奥湯河原自然公園の公園区域の見直しと公園計画の策定を行うとともに、平成13年度から、当該公園施設整備の一部を「花と水の交流圏事業」として位置付け、湯河原町とも連携して整備を進めておりますが、今後とも、町と連携を図り、役割分担を明確にしながら、町が策定した湯河原自然郷基本計画書（平成11年3月）を踏まえて、検討、調整を行なながら進めてまいりたいと考えております。

なお、池峯地区については、観光拠点の整備のため平成13年度は「花と水の交流圏づくり推進事業」として県が湯河原町に対して財政支援を行っておりますが、今後とも、事業目的に合致すれば、財政的支援を行いたいと考えております。

(要望事項)

13 四季彩のまちづくりについて（湯河原町）

町民の積極的な参加と協力で町内一円を花で彩り、安らぎとうるおいのあるまちを創出し、観光資源として町の活性化を図るため湯河原四季彩のまちづくりを推進していますが、平成13年度「花と水の交流圏づくり事業」として、さつきの郷づくりが県補助金の採択を受けましたが、平成18年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

現在、幕山の梅林及び城山のアジサイの管理、星ヶ山の湯河原さつきの郷づくりと事業が進んでいますので、特段のご配慮をお願いします。

<措置状況>（企画部・環境農政部）

ご要望の「さつきの郷づくり」の広場等の整備については、平成13年度から実施している「花」と「水」に関連した観光・交流スポットの整備等を内容とする花と水の交流圏づくり推進事業の中で支援しており、平成14年度も引き続きこの中で支援してまいります。

このほか、（財）かながわトラストみどり財団では、地域のみどりのまちづくりに取り組んでいる団体に対し、樹木配布を行っております。

(要望事項)

14 丹沢大山国定公園区域の見直しについて（津久井町）

当地域は、人口減少区域であり、人口を誘導する方策が検討されていますが、さまざまな制約

が課せられていることから、まちづくりを行う等地域振興に支障をきたしております。

地域住民からも指定区域の除外要望も強く出ていることから、ある程度の規制緩和ではなく区域の見直しが出来るよう要望します。

また、同公園を所管する公園管理事務所が遠距離のため、申請手続き等において不便をきたしていますので早急に出張所の開設についても再検討願います。

＜措置状況＞（環境農政部）

丹沢大山国定公園区域には、津久井町のみならず、各市町村にも既存の集落が取り込まれており、地域の生活の場そのものが国定公園の景観の一部を形成しております。貴重な自然景観を次世代に引き継いでいくという共通の目標に向けて、公園区域を守っていくという姿勢で、今後ともご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

なお、関係市町村の実情を勘案して保護と利用の調和を図るために、自然公園法施行規則第11条第30項において、自然的、社会経済的諸条件により各種行為を規制する現行の許可基準を適用しないことができるという「基準の特例」を設けておりますので、具体的な相談をいただいた段階で協議してまいります。

また、公園管理事務所の出張所の開設については考えておりません。

（要望事項）

15 自然環境保全地域指定に合わせた遊歩道の整備について（津久井町）

自然環境保全地域指定にあたっては、指定後、保全すべき場所がより適切に管理される環境にならなければなりません。

現在指定が進められている青野原地区は、道志川の斜面地で従来から道志川を利用するための歩道が設置されています。

指定にあたっては、地域の利活用の実態に合わせ、また、より適切な管理を可能とするためにも、現在利用されている歩道を遊歩道として整備することを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

自然環境保全地域の指定の目的は、県土に残された貴重な自然環境をそのまま保全し、子孫に継承するものです。

このため、指定後は、標識等の設置及び自然環境保全指導員による巡回指導等により、当該地域の周知と自然保护への普及啓発を行っております。

自然環境保全地域の管理については、現状では森林整備など自然環境の保全に直接関連する事業を優先すべきであり、ご要望の遊歩道整備は現在の財政状況の面からも困難であると考えておりますが、今後とも地元市町村と連携し、森林整備等の保全事業を行う中で、利活用のための施設整備も含め自然環境保全地域の保全管理について方策を検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

16 青根観光トイレ（丹沢大山国定公園利用者用）の設置について（津久井町）

津久井町青根地区には、以前町で設置した観光便所がありましたが、国道413号線の道路改修事業により平成12年度に撤去されたことに伴い、丹沢大山国定公園利用者が支障を来たしています。青根地区は、丹沢への入山ルートの位置にあり、ハイキングコースの拠点としても重要な地域として年々登山者等の入込みが多くなっています。

このため観光便所（丹沢大山国定公園利用者用）の早期整備を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

撤去された観光便所は、かつて津久井町が整備したものと聞いておりますので、再整備も町が行うべきものと考えております。

丹沢大山のトイレの整備については、水源地の水質浄化に資するため、環境配慮型の浄化装置を

備えたトイレを丹沢の稜線部に設置する事業を優先的に進めており、平成12年度には、青根登山口から入山するルート上の黍殻避難小屋のトイレを環境配慮型に改修しました。

(要望事項)

17 東海自然歩道の整備等促進について（相模湖町）

利用者の安全を図る上で歩道や橋等の利用施設の一部が改善されるなどの措置が講じられておりますが、まだ標識の腐食や老朽化、あるいは道標の欠落等来訪者に不安全感を与えるため、更なる整備を要望するとともに、ハイキングコース沿いに植林された樹木の成長により眺望も限られたものとなっており景観伐採等の実施を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の標識や道標については、登山者の安全を確保するうえで必要なものでありますので、職員により現地確認を行い腐食等の進んだものについて順次改修等を行ってまいりたいと考えております。

東海自然歩道沿いに植林された樹木の伐採については、その樹木の管理者が実施するものであり、自然公園条例に基づいて所定の手続きをしていただくようお願いします。

(要望事項)

18 水源地域への編入について（松田町）

神奈川県では、「かながわ新総合計画21」の重点プロジェクトに水源地域総合保全整備構想を位置づけ、良質で安定的な水資源を確保するため、「水源の森林づくりの推進」をはじめ各種施策が示されています。

一方、松田町寄地区北部は、県が「やどりき水源林整備事業」によって、良質な水の確保に努められていますが、水源となっている湖沼の集水域でないため、生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備に係る財源の優遇措置を受けることができません。寄地区的中心を流れる中津川周辺には、住宅が密集し河川の水質汚濁が著しくなっているため、町では合併処理浄化槽設置者に対して助成を行っていますが、財源不足のため整備率は極めて低い状況にあります。

つきましては、当地区を水源地域へ編入するための特別枠を創設していただき、生活排水処理施設の整備に係る財源の優遇措置（補助率1／3以内→1／2以内）が適用されるよう要望します。

また、当地区にあった生活排水処理施設整備計画を樹立し、推進するための財政的支援と人的・技術的支援についても要望します。

<措置状況>（環境農政部）

生活排水処理施設の整備については、水質汚濁防止法により市町村の役割となっていることを踏まえ、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助については市町村の財政力に応じて、一般地域については1/3以内、水源地域については1/2以内の補助率により実施しております。

また、相模湖、津久井湖、丹沢湖などの湖沼は、県民の水ガメとなっていることから、これらの集水域となっている市町に対しては、合併処理浄化槽の補助率を1/3以内から1/2以内とし、市町の負担の軽減を図っているところですが、松田町は、水源となっている湖沼の集水域ではありませんので、水源地域と位置付けることは困難です。

今後とも合併処理浄化槽の整備を推進する市町村への支援に努めてまいります。

(要望事項)

19 秦野峠林道の通行規制の緩和について（山北町）

特認車両を除き一般車両の通行規制の解除については困難とのことですですが、隣接する松田町を含む他市町民との回遊性を図るために、広域的観光ルートとしての期間を限定した通行規制の緩和

を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いなど、車両の相互通行が可能な形態ではありませんので、利用については、原則として林業関係者に限定しております。

このようなことから、一般車を対象とする通行規制の緩和は困難であります。

（要望事項）

20 林業マスターフラン策定に伴う財政支援について（山北町）

本町は、県内森林の20%の面積を占め、広大な森林により育まれた清流は丹沢湖となり、県民の水がめとして大きな役割を担っています。

この県民の森林を守り育てるため町では「山北町林業マスターフラン」を策定し、植林や造林の調査、林道や治山工事計画、地区別林業計画等、森林全体の調査整備を図り活力と魅力ある水源の森林作りを目指す必要があります。

つきましては、県民共有の森林機能の活用を図るため、林業マスターフラン策定について財政支援をしていただきたく要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の件についての財政支援を行うことは困難ですが、平成14年度に実施される森林法に基づく市町村森林整備計画策定に関して支援を予定しております。

（要望事項）

21 農村地域工業等導入促進制度の導入について（山北町）

山村振興法等の指定を受けている当町では、指定当初より山村振興事業、農業構造改善事業等の様々な事業を導入し、条件不利地域での農業の振興を図ってきました。しかし、みかんの価格低迷に始まる農業情勢の悪化、担い手不足等の近年の急激な社会情勢に対応した総合的な農業施策の展開が必要となっております。

そこで、当町では、従来型の事業導入にとどまらず、企業誘致による雇用の創出等を図ることにより、若年層の定住化、農業の担い手の育成、確保等による放任園の解消、農用地の利用拡大、交流型農業の推進等、新たな切り口による農業振興を推進するための方策として農村地域工業等導入促進制度の導入を検討しております。

つきましては、神奈川の新たな農業振興策として、本制度の導入を積極的に実施されますよう要望いたします。

<措置状況>（環境農政部・商工労働部）

ご要望の点については、現在、国において「農村地域工業等導入基本方針」を策定中ですので、県としては、その動向を踏まえ、県の基本計画の策定に向けて調整を進めてまいります。

（要望事項）

22 玄倉林道の通行規制の緩和について（山北町）

玄倉林道は従来一時期を除き、通行可能な状況でしたが、数年前の地震発生以降特認事項を除き通行規制が行われています。ユーシンロッジの利用者の利便も考慮し、観光車両を含むシャトルバスの運行可能な通行規制の緩和を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いなど、車両の相互通行が可能な形態ではありませんので、利用については、原則として林業関係者に限定しております。

このようなことから、一般車を対象とする通行規制の緩和は困難であります。

(要望事項)

23 明神林道通行規制の緩和について（箱根町）

本林道は、林業関係車両及び一部許可車両のみ通行可能となっていますが、県西地域の広域的な観光・経済流通という面から見ますと、南足柄市と箱根町を結ぶ重要なルートとなり得ると思われますので、一般車両につきましても通行ができるよう、規制の緩和措置について検討されますよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いなど、車両の相互通行が可能な形態ではありませんので、利用については、原則として林業関係者に限定しております。ご要望の路線については、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、通行規制の一層の緩和は困難であります。

(要望事項)

24 菜畑林道整備事業について（湯河原町）

林道は、外材や代替材に対抗しうる効率的な林業経営の展開や間伐保育等森林の適正な維持管理を通じ、森林の公益的機能の向上を図る上で不可欠な施設です。

平成13年度は、国費、県費の支援をいただきましたが、平成14年度以降も引き続き積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の件については、今後も引き続き支援していく予定です。

(要望事項)

25 丹沢湖周辺の森林整備について（山北町）

県民の水がめである丹沢湖のダム機能を保全するためには、丹沢湖周辺の森林と湖の管理との一体的な保護が必要となっており、周辺の天然林などを保全管理するには買収による公有林化が求められています。

つきましては、当面の措置としまして森林所有者の自己負担の軽減のため公的補助の増額を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

水源地域の森林整備に対しては、造林補助事業及び「水源の森林づくり事業」における協力協約により助成しているところです。

これらの助成制度については、補助率の引き上げを引き続き国へ要望してまいります。

なお、「水源の森林づくり事業」においては、協力協約の他にも、森林の水源かん養機能等の保全を図る必要性に応じて、買取りや水源林整備協定、水源分収林の方法により、計画的な公的管理の推進に努めてまいります。

(要望事項)

26 広葉樹林の保全と樹種転換の促進について（箱根町）

広葉樹林の保全と整備を含めた森林施業の総合計画であります「かながわ森林プラン」また、「第9次県営林管理・経営計画」が作成されておりますが、広葉樹の持つ多面的機能は観光地箱根の重要な観光資源であることや、箱根細工等育成の上からも重要な資源でありますので、県有林の整備にあたりましては、広葉樹への樹種転換について一層のご配慮を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

広葉樹林の育成や活用については、県営林においても、「第9次県営林管理・経営計画」に基づき取り組んでおりますが、今後ともより一層広葉樹の保全に配慮した森林整備を推進してまいります。

(要望事項)

27 平成10年台風5号による保安林災害の早期復旧について（相模湖町）

平成10年8月28日から8月30日にかけて当町を襲った台風5号の豪雨により、大きな被害を受けました。

この台風5号の被害は、崩落箇所が多く、また崩落面積も広く、山林を守る立場から治山事業の更なる推進を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

保安林の荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

(要望事項)

28 「自然保護奨励金」の交付基準の見直しについて（津久井町・相模湖町）

自然保護奨励金の対象は、自然環境保全地域、国定公園、県立自然公園等の中に山林等を所有している個人、財産区等を対象に自然環境を保全する目的で交付されていますが、平成11年度から調整率が改正され著しい減額支給になっています。

自然環境を保全するために必要な経費として、調整率の見直しを要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の調整率の見直しについては、現在の県の財政状況から、実現は困難であると考えております。

(要望事項)

29 湯本地内の土砂崩落防止工事について（箱根町）

湯本字仲町地内の箱根新道料金所付近の山腹一帯が急峻な地形であり、落石や土砂崩れが発生しているため、平成8年度に急傾斜地崩壊危険地区の指定を受け事業が実施され、平成13年度には完了するのですが、この指定地上部につきましても災害の発生しやすい箇所ですので、何らかの崩落防止措置を講じるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部・県土整備部）

急傾斜地崩壊危険区域については、平成13年度中に整備が完了する予定ですが、新たな区域の指定・工事は予定しておりません。

ご要望の箇所については、保安林の荒廃状況を勘案しながら、今後検討してまいります。

(要望事項)

30 宮ノ下地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により、宮ノ下蛇骨地内の山腹の一部が崩壊し、土砂が箱根登山鉄道線路敷に流出し、一部は国道1号線まで達してしまい、約7時間にわたり鉄道が不通となる被害が発生しました。隣接する箱根登山鉄道所有地は、すでに実施済でありますので、保安林である当該箇所につきましても土砂流出防止対策を講じられますよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、保安林の荒廃状況等を勘案しながら、今後検討してまいります。

(要望事項)

31 芦之湯地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により、芦之湯字湯の花沢地内の山腹の一部が崩壊し、一般自動車道駒ヶ岳道路の一部に土砂が流出し、通行不能となり復旧まで2日間を要しました。

当該箇所は国有林でありますので、山腹の土砂流出防止対策について、強く国に働きかけることを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、国に伝えてまいります。

(要望事項)

32 強羅・木賀地内の水路整備について（箱根町）

文部省共済組合と東京都千代田区保養所の間を流れている水路が未整備のため、上流からの雨水・生活排水により河床が洗掘され、土砂が流出し、危険な状態であります。

森林所有者の同意につきましては、町も理解を得られるよう努力してまいりますので、保安林として指定のうえ、治山事業として整備されることを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

(要望事項)

33 塔ノ沢地内水路改修について（箱根町）

塔ノ沢深沢銭洗弁財天宮付近の水路が、平成12年夏の台風による倒木のため、石積の基礎が洗掘され危険な状態となっています。町で応急的な倒木の撤去・石積の補強は実施しましたが、付近は保安林に指定されておりませんので、治山事業として整備していただくよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、保安林ではなく、治山事業で水路改修を行うことは困難であります。

(要望事項)

34 津久井湖・相模湖の湖岸崩落対策について（城山町・津久井町・相模湖町）

津久井湖・相模湖周辺の湖岸崩落防止対策及び斜面地への廃棄物投棄に対する対応、さらに県による斜面地の用地取得を含めた保全対策等湖岸の整備を早急に実施するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部・企業庁）

企業庁が管理している貯水池の周辺湖岸については、これまで企業庁として、貯水池内の管理上必要な護岸工事を継続的に実施しております。

津久井湖・相模湖の企業庁の管理区域内の崩落箇所については、これまでも関係町及び関係機関と調整を図って対策を講じてきたところですが、今後とも緊急度の高い箇所から年次計画を立てて順次、崩落防止工事を実施してまいります。

なお、実施にあたっては、水位を下げて工事を行わなければならないため、今後も貯水位の状況を見きわめながら、執行していきたいと考えております。

治山事業については、保安林の荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

不法投棄された廃棄物の処理については、町で実施している清掃活動のほか、県としても不法投棄・散乱ごみ総合対策事業の一環として、不法投棄緊急撤去事業を実施しております。

今後とも、不法投棄物の撤去については、県と町で連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

35 海岸線の松林の保全について（二宮町）

大磯町から小田原市にかけての海岸線には大きな松林が残され、砂風・防砂を含む環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくり出す貴重な財産となっております。

これらのこと考慮され、広域的な視点にたって、保全方法についての対応を要望します。

また、現在二宮町においては、保存樹林等補助制度を設け、海岸線を含む民有地における一定の面積、樹高を超える樹林・樹木の所有者等に補助金を交付し、その保存を奨励しておりますが、慢性的な財源不足により、補助額が著しく低額であるため、保存に要する費用との格差が生じ、指定本数は減少傾向にあります。

これらの維持管理面に対する具体的な方策の一つとして、市町村に対する補助制度を要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

二宮町の海岸の松林は、都市計画法に基づく市街化区域であり、風致地区等の地域制緑地にも指定されておらず、地域森林計画対象民有林となっていないため、森林法に基づく保全は困難です。

今後、風致地区等の地域制緑地に指定することにより保全することも考えられますが、町と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、ご要望の新たな補助制度の創設については、困難であります。

.....

(要望事項)

36 松くい虫防除薬剤散布による人体及び環境への影響調査の継続並びに調査結果の公表について（真鶴町）

松くい虫被害対策として、スプリンクラーによる薬剤散布を中心とした防除事業を実施しておりますが、薬剤散布による人体等への影響が懸念されております。

県においては、平成6年度から5ヶ年計画で影響調査を実施し、平成12年11月に現時点での人や環境への影響は少ないとの結果報告書が、当町及び関係機関に送付されましたが、その調査結果報告書の新聞等への早期の公表と、引き続き薬剤散布による影響調査を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の「松くい虫等防除事業における環境影響調査報告書」については、県政情報センター、各地区行政センターの行政資料コーナー、県立図書館などに配布を行い、閲覧できるようにしました。

また、本調査により、現時点での人や環境への影響が少ないとの結果が得られましたので、調査の継続は予定しておりません。

.....

(要望事項)

37 松くい虫等防除事業について（湯河原町）

近年の松くい虫の被害は目を覆うものがあり、このままでは自然環境の保全はおろか景観形成の上からも憂慮すべきものがあります。

現在の実施要領では、指定森林区域が補助の対象になっていますが、その一部について事業を実施している状況です。当町としましても予算措置について努力をしていきますが、国及び県からのより一層の支援を要望します。

また、指定区域の見直し等につきましても、ご検討くださるよう重ねて要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県としても財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところですが、予算面では、関係市町村からの要望にすべて応じることが出来ない状況です。各市町村における自主的防除事業の実施をお願いするとともに、県としても引き続き財源の確保に努めてまい

ります。

また、県指定区域の見直しやエリアの拡大については、県の指定条件（保安林や制限林など公益性が高く、将来にわたって保全すべき松林である高度公益機能森林）に合致しているところは既に指定しており、指定区域の見直しやエリアの拡大は困難です。

市町村指定区域の見直しやエリア拡大については、神奈川県地区防除指針に即してご検討をお願いします。

（要望事項）

38 二宮漁港の整備促進について（二宮町）

二宮漁港の整備については、平成14年度より次期漁港整備計画により事業の推進を図って行きたいと考えておりますので、引き続き県の指導及び国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、国が示す漁港整備の基本方針との整合を図り、二宮地区の漁業実態も踏まえ、実施可能な整備について調整してまいります。

（要望事項）

39 福浦漁港整備事業について（湯河原町）

現在の福浦漁港は、台風や高波による影響が港内に及び、漁船の係留等にも支障を来している状況です。今後の漁業施策を展望すると、港内静穏度の向上、労働環境の軽減を図る施設の拡充が急務であります。

また、地元漁業者の生産意欲も高く、当町としても積極的な漁業施策を展開しており、漁港整備を実現することによって、より効果的な漁業経営が図られます。

平成13年度は国費、県費の支援をいただきましたが、平成15年度までの事業期間、積極的な支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、計画どおり事業進捗が図られるよう、予算ヒアリングの際などあらゆる機会を通じて国に働きかけ、引き続き国庫補助事業として事業採択されるよう努めてまいります。また、県の予算の確保についても、努力してまいります。

（要望事項）

40 井ノ口東県営農道整備事業の推進について（中井町）

井ノ口東県営農道が整備されることにより、本町の遠藤原地区や平塚市土屋地区の農業振興の発展に多大な期待がされています。

つきましては、事業の早期完成を目指して計画的な事業実施について特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、地区の農業振興を図るためにも重要な農道ですので、円滑な事業の推進に努めてまいります。

福祉部関係

(要望事項)

1 幼保一元化の促進について（箱根町）

本町では、少子化に伴い、学校・幼稚園及び保育園の効率的な運営や教育効果の向上を図るために、学校等の適正規模・配置や幼保一元化を目指す中で、幼保一体化施設の研究に取り組んでいます。

特に、幼保一元化につきましては、平成10年3月10日、国から幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針が通知され、施設においては合築が可能となつたが、さらに、保育料の統一、入園手続き、保育内容、職員の兼務などについて、教育と保育の一体化が図られるよう引き続き県に要望するとともに、国に強く働きかけることを要望します。

<措置状況>（福祉部）

幼稚園と保育園の一元化については、国の動向、市町村の状況等を踏まえ対処してまいります。

(要望事項)

2 心身障害児者の援護施設設置について（愛川町）

心身障害児者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害の状況や程度等に応じ、障害児者が必要な在宅サービスの利用ができるようにするとともに、施設入所を希望する者は待つことなく入所できるよう、様々な種類の施設整備と関係機関の連携を図ることが急務とされています。

近年、特に介護者から心身障害児者福祉施設を町内に誘致してほしいとの強い要望がありますが、県央地区では、施設整備が特定の地域に片寄る傾向にあります。

地域社会が持つ福祉機能を拡充、強化していくためにも、均衡のとれた基盤整備の充実を切望するとともに、国に対し、引き続き強く働きかけをされますよう要望いたします。

<措置状況>（福祉部）

心身障害児者の援護施設設置については、待機者の状況や6つの障害保健福祉圏域での適正配置を勘案した中で、地元市町村の支援・協力を得ながら、必要な施設整備について、国へ協議していくたいと考えております。

(要望事項)

3 津久井地区県立養護学校の施設利用、通園バスの利用について（相模湖町）

津久井地域への県立養護学校の建設計画が進んでおりますが、この施設への障害者地域作業所等の施設利用、通園バスの利用を要望いたします。

現在、当町には相模湖町障害者地域作業所「マーブリングハウス」、精神障害者地域作業所「やまのべ館」があり、「マーブリングハウス」には、町内の知的障害者・肢体不自由者等が通所しており、「やまのべ館」には郡内の精神障害者が通所しています。この両施設には、体育館、プール等の専用の施設が無く、また、専門指導員の配置等も難しい状況です。そこで、教職員津久井保養所跡地に計画しております、県立養護学校が完成した折りには、施設利用と作業所職員・通所者の指導をご要望いたします。

また、通園バスでの送迎が有りましたら、そちらの利用も合わせてご要望いたします。

<措置状況>（教育庁）

津久井方面養護学校の施設につきましては、児童生徒の指導に支障のない時間は、地元の方々や地域の障害者団体の方々に対して開放することを基本としております。具体的には、開校後に学校長と個々のケース毎にご相談ください。

スクールバスにつきましては、校外学習の送迎や、学校の授業展開上の利用が予定されるため困難です。

衛生部関係

(要望事項)

1 相談指導業務の県との連携体制の継続について（清川村）

平成14年度から精神保健及び精神保健福祉業務の市町村への事務移管が予定されておりますが、本村のような小規模自治体に対して人的マンパワーの当面の増強は困難と思われることから、専門職であるケースワーカーや保健婦（県）の定期的な派遣（日程を決めるなど）等支援を要望いたします。

<措置状況>（衛生部）

従来から精神保健福祉に係る相談指導業務については、市町村の業務でもあり、ご要望のケースワーカーや保健婦の派遣は困難であります。

しかしながら、市町村の相談指導等事業に対して、保健福祉事務所において、専門的・技術的支援を継続的に行ってまいります。

商工労働部関係

(要望事項)

1 勤労者福祉施設「いこいの村 あしがら」の経営について（大井町）

現在、大井町には勤労者福祉施設「いこいの村あしがら」があり、営業をしていますが、平成12年5月に民間と競合する国又は特殊法人が設置主体となる公的施設について、地方公共団体への譲渡、民営化、廃止、その他の合理化等の措置が決定されました。

しかしながら、神奈川県同様、大井町では財政が逼迫しており、譲渡を受けることは困難な状況ですが、当該施設は町内唯一の宿泊施設であり、現在町では施設のある相和地域の活性化構想を進めており、当該施設は構想の中核を担う拠点として重要な位置を占めています。

については、当該施設が地域に果たしてきた、また今後果たしていく役割を勘案し、地域の活性化のためにも現行の委託形式による経営の継続を、町と連携して国へ働きかけることを要望する。

<措置状況>（商工労働部）

「いこいの村あしがら」については、平成12年5月の閣議決定及び同年12月の雇用・能力開発機構法に基づく施設譲渡の基本方針を踏まえますと、現行の委託方式を平成17年度以降継続することは国が構造改革を進める中で困難な状況にあります。

県では、現在、学識経験者、労使団体代表で構成する労働福祉施設のあり方に関する検討会を設け、「いこいの村あしがら」の運営のあり方等についてもこの中で、地元や関係団体の意見をお聞きしながら検討しているところでございます。

(要望事項)

2 ユーシンロッジの補修計画について（山北町）

築30年の経過による建物の老朽化は激しく、毎年部分補修等がなされていますが、根本的な整備にはつながらないので、年度別の具体的補修計画の策定を要望します。

<措置状況>（商工労働部）

ユーシンロッジは、竣工後30余年を経過したところですが、鉄筋コンクリート造の耐用年数等を踏まえまして、当面は必要に応じた部分補修で対応してまいりたいと考えております。

平成11年度には2階屋根部分の大規模修繕及び塗装を実施し、平成12年度は厨房排水ピット改修工事等を、また、平成13年度は厨房機器の更新を実施したところです。今後も、利用者が当ロッジで快適に過ごすことができるように努めてまいります。

県土整備部関係

(要望事項)

1 海岸における放置船舶について（葉山町）

葉山町の海岸は、「日本の渚100選」・「日本の水浴場88選」に選定されており、町民や観光客など多くの人に四季を問わず親しまれています。

しかし、海岸には多くの船舶が依然として放置されており、その数も年々増加し、美しい海岸の景観を損なうばかりでなく、利用者に迷惑を及ぼしております。

つきましては、良好な環境を保全するため、船舶の保管場所義務付け制度の法規化について、早期に実現するよう国に対し強く働きかけていただくとともに県におかれましては、具体的な対策の強化充実を要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

河川・海岸等における放置船舶問題については、「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を平成10年11月から施行し、具体的な対策を行っているところですが、葉山町の海岸の放置艇については、今後とも撤去の指導等を行ってまいりたいと考えております。

船舶の保管場所義務付け制度については、国に法制化を要望してきたところですが、当面法制化の実現の目途が立たないことから、船舶の放置の未然防止を図るため「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」を平成13年12月28日付け制定したところです。

(要望事項)

2 太平洋岸自転車道の二宮町への延伸について（二宮町）

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号線自転車歩行者用道路と大磯町の大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されています。また、これらの道路については、サイクリングやウォーキングのコースとして、多くの人に親しまれています。

そこで、県民の財産である相模湾の有効活用を図るため、海岸沿いの地域の一体的な整備を行ない、その内で太平洋岸自転車道を不動川河口付近から二宮町まで延伸することにより、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活発化され、地域における新しい文化の発掘が期待されます。

つきましては、県の「かながわ交通計画」（平成9年3月改定）にも計画されておりますので、早急に計画の推進をしていただきますよう、国への働きかけを要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

本県のルートは横須賀市から湯河原町までの約90kmありますが、二宮町区間については、国土交通省の直轄区間となり、ご要望の趣旨については、伝えてまいります。

(要望事項)

3 「ふるさとせせらぎづくり」の推進について（大井町）

大井町域の酒匂川左岸について、恵まれた自然環境と景観の保全及び活用を図るため、県と連携した河川環境整備や「花と水の交流圏づくり事業」の取り組みの一環として、酒匂川と親しみながら、あわせて酒匂川の歴史が学べる施設・拠点づくりや、花と植栽、農道・農業用水路を利用した散策路やビオトープづくりなど、地域の魅力をより高める「ふるさとせせらぎづくり」を

推進するため、計画策定及び財政的な支援を要望します。

<措置状況>（県土整備部・企画部・環境農政部）

県では、富士箱根伊豆交流圏構想を推進するため、「花」と「水」をキーワードに観光・交流スポット等を整備し、回遊促進を図る「花と水の交流圏づくり推進事業」を平成13年度から実施しておりますが、大井町の「田園の水辺公園の整備」については、この中で支援しております。

また、河川環境整備については、「花と水の交流圏づくり推進事業」の取組を踏まえて、現在、町と協議しております。

さらに、今後町が策定する「ふるさとせせらぎづくり」の計画の中の農道や農水路を利用した散策路やビオトープづくりの構想が明らかになった段階で、県としての支援について検討してまいります。

（要望事項）

4 山北つぶらの歳時記の杜の整備について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、「かながわ新総合計画21」で森林・牧場・温泉が一体となった自然とのふれあい拠点を整備し、都市地域との交流による水源地域の活性化を図ることとなりました。

昨年度、山北つぶらの公園及び大野山ふれあい牧場の整備につきましては、平成17年度オープン予定の簡易保険総合レクセンター建設の進捗と整合を取りながら進めるとの回答をいただきました。

現在、簡易保健福祉事業団より簡易保険総合レクセンターの実施設計内容及び平成17年度オープンのスケジュールが示され、山北町におきましても周辺のインフラ整備や（仮称）山北町ふるさと館の整備につきましても、簡易保険総合レクセンターのオープンに合わせて事業を進めてまいります。

つきましては、山北つぶらの歳時記の杜整備事業の根幹となります、山北つぶらの公園と大野山ふれあい牧場の事業促進を要望します。

また、山北つぶらの公園へのアクセス道路並びに山北つぶらの歳時記の杜と丹沢湖を結ぶアクセス道路（仮称）大野山南北道路の整備につきましても、ご検討いただきたいと要望します。

<措置状況>（企画部・環境農政部・県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、山北つぶらの公園と大野山ふれあい牧場（仮称）の整備については、簡易保険総合レクセンター建設の進捗と整合をとりながら引き続き進めていきたいと考えております。

（仮称）大野山南北道路については、整備計画がないため、現段階では検討していません。なお、公園へのアクセス道路の整備については、全体計画の進捗にあわせて、今後、関係機関と調整してまいります。

（要望事項）

5 土地区画整理事業の国庫補助率の拡大と県費補助の拡充強化について（開成町）

当町では、開成駅周辺地区の土地区画整理事業として、面積63haの計画地域があり、そのうち33haは完了したものの、今後30haの整備が残されています。また、組合施行の計画区域として南部地区（27.8ha）及び松ノ木河原地区（5.7ha）があります。

土地区画整理事業は、急速に住宅化が進む当町にとって短期間に良好な住宅地整備を行う利点があり、今後さらに健全な市街地形成を行うため、土地区画整理事業を積極的に推進したいと考えておりますので、国庫補助率の拡大と県費補助の拡充強化を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、国に対して引き続き助成制度の拡充を働きかけてまいります。

また、県独自の補助については、研究してまいります。

(要望事項)

6 仙石原緑道（仮称）の整備について（箱根町）

仙石原緑道（仮称）は、当初バイパスとして計画されたものですが、その後仙石原の自然環境に調和した緑道としていくことで地元の合意が得られております。

全区間のうち、一部買収地におけるモデル区間が整備されました。未買収地の地権者の理解と協力を得るためにも、既に買収済みの箇所も積極的に整備し、用地の利用促進が図られるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の路線については、町道に挟まれる 130mの区間について、モデル事業として整備を行い平成12年度に完成いたしました。

モデル区間以外の事業化については、完成後の利用状況や財政事情等を勘案する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

7 都市公園（仮称）上ノ台公園の整備事業について（湯河原町）

本地域は、公園が未整備であるため、地区住民から公園整備が望まれております。

また、地域防災計画上からも緊急避難場所としての整備が必要であることから、平成9年度にグリーンオアシス整備事業の採択を受け用地取得をしました。

平成10年度に川掘公園整備、平成11、12年度に森下公園の整備を行いました。また、平成12年度からは本制度事業最後の公園である（仮称）上ノ台公園の整備に着手しましたので、平成14年度も引き続き国の財政支援を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、県町で協力して国に対し補助金の確保について働きかけてまいります。

(要望事項)

8 県立あいかわ公園施設整備と公園区域の拡大について（愛川町・津久井町）

県立あいかわ公園については、開園に向け着々と整備が進められておりますが、地域の資源、産業を取り入れ、「多様な交流、創造をテーマ」とする公園の中核施設となるべき「工芸・工房村施設」について、体験工房の内容により施設の規模や設備等が大きく左右されるので、地域の産業界の意見を聴取する場を設け、検討されるよう要望します。

また、宮ヶ瀬湖周辺地域と一体となった秩序ある開発と景観保全を図るため、宮ヶ瀬湖の北岸道路と県立あいかわ公園に挟まれた大棚地域を、県立あいかわ公園とするよう、公園区域の拡大を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、当面、都市計画決定された区域の開園に向け、鋭意努力してまいります。また、工芸・工房施設については、今後、愛川町等と連携し、検討してまいります。

(要望事項)

9 交通不便地域における新交通体系実証実験事業について（湯河原町）

平成13年に実施される規制緩和（乗合バスの需給調整規制の廃止）に伴い、事業者が不採算路線から撤退する等、路線維持が困難になることから、平成11年度からコミュニティバスの実証実験を実施し、この結果を受け平成12年度から1路線において本格的なコミュニティバスの運行を行い、地域住民の方々の利便性の向上が図られています。

今後、他の交通不便地域においても新交通体系の検討を進めるため、本実証実験事業に対する補助制度の創設を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、国において、コミュニティバスによる調査事業費、実証実験・実証運行事業費に対する補助制度を設けておりますが、県及び市町村で構成する「神奈川県地域交通研究会」においても、地域におけるバス交通活性化に向けた取組状況などを踏まえて、コミュニティバスのあり方について研究してまいります。

（要望事項）

10 下水道事業に対する維持管理費の助成について（清川村）

本村では、県民（15市9町）の水道水となる水瓶の宮ヶ瀬湖や小鮎川の水質保全のため、特定環境保全公共下水道事業を村の重要施策として取り組んでいます。

しかしながら、本村の93%は山林であるという地域性により、住宅等は散在しており、人口規模も小さいことから事業に対する投資効率が悪く維持管理費の負担は厳しい状況にあります。

また、起債の償還及び全世帯加入が達成された場合においても、県が原則とする汚水私費により積算しますと、住民の自己負担額は理解を得られる料金とは程遠いものとなってしまいます。

ついては、本村の水源地域としての取り組みや、小規模下水道の現状に鑑みて原則にとらわれず、助成措置が講じられるよう特別の措置を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでございます。

（要望事項）

11 相模川流域下水道事業の再構築に伴う、関連事業の整備について（清川村）

県では、平成13年度から環境共生生活都市圏の形成に向けた下水道の取り組みとして、相模川流域における新たな水環境・水循環の創出を図るため、相模川流域下水道の水循環創出型下水道システムへの再構築の推進を行う計画が決定されています。

つきましては、本村のように単独で処理している小規模下水道では、維持管理費等について、厳しい状況であることを理解いただき、流域下水道に取り組むことを前提に、この整備構想に位置付けていただきたく、特段のご配慮を要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

清川村は、相模川流域の上流にあり、水質保全の観点から、この整備構想の一つとして位置付けることについて検討してまいります。

今年度のスケジュールとしては、数年にわたり実証的に評価検討を行い、構想の事業化に向けた課題を検討してまいります。

（要望事項）

12 災害時における耐震補強等のための補助制度の創設について（中井町）

大磯丘陵に位置する本町は、山あいを通過する町道が多く各所に道路の法面があります。また、橋梁やトンネルも町内いたるところに点在しております。

神奈川県西部地震等の大災害を想定した場合、町道を利用する車両等の安全確保が図られるよう早急な防災対策を強化する必要があります。

つきましては、町道に係る各施設の耐震診断やその後の補強、補修工事について国並びに県において補助制度の創設を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

法面、トンネル及び橋梁の災害防除対策については、平成8年の防災総点検で要対策と判断された箇所について、重点的に補助対象としており、それ以外の箇所について、補助要望することは難しい状況にあります。

県といたしましては、今後とも国庫事業費の拡大について国へ働きかけてまいります。

(要望事項)

13 法定外公共物譲与申請手続きに対する補助制度の確立について（山北町）

地方分権一括法の施行に伴い発生した、法定外公共物の譲与申請手続きは、行政面積が大きく、且つ財政規模の小さな町村では、その自治体に与える影響は多大なものあります。

したがいまして、当事業を国・県の補助事業に位置付けされるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

全国知事会から、平成13年度の「国の施策並びに予算に関する要望」として、法定外公共物に係る国有財産の譲与が円滑に進められるよう財政上の支援等の措置を講じることを、要望しております。

なお、国では、法定外公共物の譲与事務のために市町村が要する経費について、地方交付税交付金の算定に当たり基準財政需要額に算入することにより、財政上の支援措置を講じているとしています。

(要望事項)

14 県移管道路の登記事業費の助成について（山北町）

県からの移管道路の中には、土地所有者が県或いは個人名義となっている未登記路線があり、道路管理上好ましくない状態となっています。これらの事務処理には多額の費用を要しますので、事務処理にかかる費用の一部を助成されたく要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県管理道路について、交通量の増加によりバイパスを整備する際に旧道となる部分については、市町村管理道路として、市町村に移管しているところです。

道路の底地については、国又は県名義であっても、道路として管理する限りは無償貸し付けの扱いとなっており、市町村から特に要望がなければそのまま移管しております。なお、国名義であれば「道路法第90条2項」、県名義であれば「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸し付け等に関する条例第4条」に基づき、市町村に無償譲渡できます。

また、個人名義の土地、いわゆる道路内民地については、基本的には寄付等を受けたものの未登記になっているものであり、移管前に当該土地名義人と争いのある場合には、これを解消するよう努めており、移管の際には道路台帳を整備し、底地の権原の状況を明らかにして移管しております。

(要望事項)

15 高速道路・国道の封鎖に伴う事前情報の提供について（相模湖町）

本町は、台風・大雨等の場合中央高速道路が最初に規制又は封鎖され、国道20号線が150mmで町内2カ所のゲートで遮断されます。

高速道路に進入しようとした車両や20号を走行する車両が、国道412号線に長時間待機することになります。国道412号線は山と湖の間にあるため大変危険な場所に待機しています。また、国道20号線も同様であります。このようにことから、高速・国道の封鎖を迂回路のある橋本、あるいは、城山あたりに電光掲示板で知らせる対策を公団・相武国道工事事務所・県土木事務所等で対策をしていただくよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、県管理道路の国道413号（城山町川尻）及び国道412号（相模湖町寸沢嵐）に道路情報板があり、道路規制等について情報提供をしておりますが、今後、国、公団等とも連絡を密にし道路規制情報等の充実を図ってまいります。

（要望事項）

16 相模湖・津久井湖の水質保全について（相模湖町）

相模湖・津久井湖の水質保全を図ることは県民生活を守る上でも大変重要なことです。県においても湖にエアレーション施設の設置等が進められアオコの発生が制御されてきましたが、まだ完全とはいえないません。引き続き県民の水瓶として、水質保全について総合的対策を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

相模湖・津久井湖の水質保全対策については、エアレーション等の水質浄化施設の維持とともに、植物による浄化施設の設置及び効果の検証を進めてまいります。

（要望事項）

17 真鶴港再整備の促進について（真鶴町）

真鶴港は、石材、漁業、マリーナ等が狭あいな臨海部に混在した形で利用されています。港湾空間の秩序化、既存防波堤の嵩上げ等の再整備をすることにより、良好な環境が保たれ、本町の活性化にも寄与することが見込まれますので、早期に実現されることを要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、港湾利用団体や地元自治会等の意見を参考に真鶴港の再整備の構想を策定したところであり、現在、この構想を参考にして関係各団体と調整しながら基本計画を策定しているところでございます。

（要望事項）

18 琴ヶ浜地区の海岸環境整備事業の促進について（真鶴町）

琴ヶ浜地区は、県立真鶴半島自然公園の区域に含まれ、自然の良好な岩場が残っており、磯遊びやダイビングの適地として、町民や観光客に親しまれています。

しかし、海岸保全施設の老朽化や荒天時における越波対策などの安全性の確保が必要であり、今後の海岸利用の促進や周辺景観等の調和のため、海岸環境整備事業の早期促進を引き続き要望いたします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、事業の推進に努めてまいります。

（要望事項）

19 湯河原海岸離岸堤（人工リーフ）整備事業の推進について（湯河原町）

県立湯河原高校、当町海浜公園及び浄水センター等施設の護岸の高潮対策については、平成元年度から継続して事業実施していただいておりますが、引き続き計画基数の早期完成を要望します。

干潮時に人工リーフの上部が水面上に出ますが、一部破損しているように見えますので、調査・修繕をお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、景観を考慮した人工リーフ2基を平成5年度までに整備いたしました。今後の整備については、護岸整備とともに町をはじめ関係機関と調整を図ってまいります。また、ご要望の人工リーフの現況については、調査を実施してまいります。

(要望事項)

20 三浦半島中央道路の早期整備について（葉山町）

三浦半島中央道路は、三浦半島地域の道路交通対策を強化するための重要な幹線道路であり、地域の交通混雑の緩和に大きな役割を果たすものと期待されております。

現在、関係各所のご努力により整備が推進されておりますが、地域振興等の主要道路として早期完成に向け、より一層の整備推進を引き続き要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の路線については、現在湘南国際村の北側の逗葉新道から県道27号（横須賀葉山線）葉山町上山口までの2.4kmを、平成5年度から事業に着手しており、早期完成に向け事業促進に努めております。

(要望事項)

21 さがみ縦貫道路建設に伴う下水道施設の機能補償について（寒川町）

さがみ縦貫道路建設により敷設済の下水道管が相当数分断されることとなり、移設及び撤去の必要がでてきます。

供用開始されている区域でもあり、早急な移設及び新設が求められることとなります、町の脆弱な財政力では厳しい状況にありますので、機能補償で整備してくださるようお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望については、国へ伝えてまいります。

(要望事項)

22 都市計画道路（3. 1. 1）藤沢大磯線（町道田端一之宮15号線～茅ヶ崎西久保ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

湘南銀河大橋の暫定供用開始により、神川橋や馬入橋の慢性的な交通渋滞の解消に大きな効果をもたらしましたが、日毎に通過車両が増加しており、藤沢大磯線が未整備であるため、地域生活道路に通過車両が入り、良好な生活環境が脅かされております。

については、地域の交通事情の緩和とさがみ縦貫道路の整備促進を図る上で、早期に整備されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望箇所については、今後とも地元のご協力を得ながら、また、地元自治会やさがみ縦貫道路の工事と調整を図りながら、早期完成に向け鋭意努力してまいります。

(要望事項)

23 都市計画道路（1. 4. 2）さがみ縦貫道路（茅ヶ崎西久保ジャンクション～東名高速道路海老名ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫通路は、首都圏中央連絡自動車道路の一部として本県の中央部を貫く自動車専用道路であり、交通渋滞の解消並びに計り知れない経済効果が期待されるものであります。

そのため、茅ヶ崎西久保ジャンクションから東名高速道路海老名ジャンクションまで早期に整備されるよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

さがみ縦貫道路の西久保ジャンクションから海老名北ジャンクションまでの区間では、現在、国及び日本道路公団において、用地買収が進められ、茅ヶ崎市萩園から寒川町一之宮地内で工事が行われております。

引き続き、早期整備について、国等の関係機関に働きかけてまいります。

(要望事項)

24 都市計画道路（3・4・2）中海岸寒川線（寒川NTT以東）の整備促進について（寒川町）

中海岸寒川線は、本町の東西軸を形成する重要な路線であり、県道丸子中山茅ヶ崎線までは順調に工事等が進んでいます。県道丸子中山茅ヶ崎線のNTT以東につきましては、次期整備区間と位置づけていただき、引き続き県において早期に整備されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

都市計画道路中海岸寒川線のうち、県道46号（相模原茅ヶ崎線）から県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）までの区間については、平成13年度の完成を目指しております。

また、ご要望の県道45号以東の約900mを次期整備区間と位置付け、平成12年度より測量に着手しております。

(要望事項)

25 （仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

相模鉄道や横浜市営地下鉄が湘南台駅へ乗り入れられ、「さがみ縦貫道路」についても、町域内における整備が順次進められている状況の中、本格線は、湘南台方面から「さがみ縦貫道路」（仮称）寒川北インターチェンジへの連絡道路として「かながわ交通計画」において、21世紀初頭を目指とした一般幹線道路網に位置づけられております。

また、本路線は、東海道新幹線新駅誘致に伴うまちづくりにおいて、広域的な交流連携にも大きく貢献する路線でもあります。

については、県央・湘南都市圏における東西交通の一つとして、本路線を取り巻く環境に特段のご配慮をいただき、早期整備に向けた積極的な取り組みを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の（仮称）湘南台寒川線については、周辺地区の開発構想等土地利用計画の進み具合を見ながら、県道網のあり方、整備の進め方について、今後、町と十分調整を行い検討してまいります。

(要望事項)

26 （仮称）丸子中山茅ヶ崎線の整備推進について（寒川町）

現丸子中山茅ヶ崎線は、茅ヶ崎市と横浜市、川崎市方面とを連絡する主要地方道です。

当該道路は、町域内において市街地内を縦断することや、JR相模線と平面交差すること、さらには沿線部における開発の進展等により、慢性的な交通渋滞が発生し、道路本来の機能である円滑な交通処理機能が低下している状況となっております。

現在、その解消に向け関係市とともに当該道路のバイパスについて協議を進めてはおりますが、広域的幹線道路である本路線のルート設定ならびに整備推進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の（仮称）丸子中山茅ヶ崎線については、市街地を通る大規模な道路となることから、都市計画決定が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

27 小田原・厚木道路二宮インターの改良及び町道81号線等の県道昇格について（二宮町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴って、インター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市

や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、益々交通量の増加が予測される事態であります。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良を講じていただきますよう、国への働きかけを要望いたします。

さらに、県道秦野二宮線の西友前から県道松田羽根尾線の新坂呂橋の区間は、国道小田原厚木道路を利用する車両の通過道路であったり、また両県道間を結ぶ道路として重要な広域的路線となっていますので、広域的な観点から県道に昇格していただき、抜本的な交通安全対策を講じていただきますよう要望いたします。

また、それぞれの県道の所管は、平塚・小田原・松田土木事務所となってますが、この問題について土木事務所間の連携をもって対応していただき併せてお願ひいたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良については、その趣旨を日本道路公団に伝えてまいります。

また、ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

28 新原田橋の架替等に伴う支援について（二宮町）

二宮駅北口駅前広場の整備及びその周辺道路整備は、町の重要政策課題であります。駅前広場の整備が進むなかで、県道秦野二宮線から駅前広場へのアクセス道路の整備は、駅北口駅前広場整備の関連事業として重要な位置付けにあります。また、県道秦野二宮線の慢性的渋滞緩和に資するものとなります。

つきましては、県道秦野二宮線の渋滞緩和など交通処理機能の充実化とともに安全な歩行者動線が図られるよう、また、葛川の氾濫を防止するための河川改修とあわせ、新原田橋の架替事業等の具体的な支援を引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

新原田橋周辺の葛川の河川改修については、現在、整備の進め方について町と協議しております。

（要望事項）

29 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について（大磯町・二宮町・中井町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の視点から橋インター下り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望いたします。

西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号線のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっておりますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっております。

また、この地域の国道1号線は慢性的な交通渋滞を引き起こしております。このことが原因となって、国道1号線を走る路線バスの定時運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因ともなっております。そこで、国道1号線の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料にしていただきたく存じます。

つきましては、実情をご理解いただき早期の対策を講じていただけますよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス下り線ランプの設置については、現地の状況等から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、その趣旨を国に伝えます。

(要望事項)

30 県道平塚松田線改良工事の促進について（中井町）

県道平塚松田線は、本町の中心部を東西に横断し、平塚方面と足柄上地域とを結ぶ広域幹線道路として重要な役割を果たしております。

こうした中、中井電話局前より平塚市境の井ノ口地区においては、道路幅員が狭小の上歩道もなく、大型車等の通過交通が多く非常に危険な状況となっています。さらに、この道路沿線には、小学校、公民館等の公共施設があり、住民生活に著しく支障をきたしておりますので早期の道路改良を強く要望いたします。

また、交通の安全確保と円滑化を図るため、（仮称）比奈窪バイパスの早期完成を目指して事業の推進をお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道平塚松田線の井ノ口地区については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

また、比奈窪地区については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

(要望事項)

31 （仮称）湘南丘陵幹線の県道網への位置付けによる整備促進について（中井町）

（仮称）湘南丘陵幹線は中井町、秦野市、平塚市を結ぶ都市間道路の機能を有し、湘南方面への流通及び通勤等円滑な道路交通ネットワークの形成と東名高速道路や国道246号バイパスへアクセスする動脈的広域幹線として重要な役割を果たす路線です。

整備促進に向けては、平成11年8月に平塚市、秦野市と中井町を含む2市1町の自治体で組織する湘南丘陵幹線建設促進連絡会を立ち上げ、今後の諸活動を展開するべく鋭意努力をしておりますので、県道網への位置付けによる整備の促進を要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の（仮称）湘南丘陵幹線については、湘南丘陵の土地利用の動向を見ながら、今後、県道網としての再編について検討をしてまいります。

整備については、現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

32 県道の新設について（松田町）

寄地区への幹線道路は、急傾斜の山間地を通過している県道710号の1路線のため、災害時には土砂災害等により通行できなくなり孤立化することが予想されます。そのため、昨年度に県道の新設及び既設林道等の県道昇格について要望をしましたが、いずれも「困難である」という回答をいただきました。

しかし、寄地区は「神縄・国府津一松田断層帯」上に立地しているため、地区住民より災害時における新たな幹線路線の整備について、強く要望されています。

つきましては、寄地区への県道新設について、神奈川県交通計画に位置づけていただき、事業が実現するよう引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

「かながわ交通計画」では、各都市圏内において周辺都市から中心都市を結ぶ路線や周辺都市間

を結ぶ路線及び自動車専用道路を補完する路線で、原則、主要地方道以上の道路を一般幹線道路として位置付けておりますが、今後、「かながわ交通計画」を見直しする際の参考とさせていただきます。

なお、ご要望の点については、災害時の土砂災害の防止等の道路の安全性や走行性を高めるため、現道の拡幅やそれに伴う法面防護、ショートバイパス等の改良工事を順次進めているところです。

(要望事項)

33 県道76号山北・藤野線の改良について（山北町）

県道76号山北・藤野線の小滝橋並びに怒田の平付近は、幅員が狭くカーブも多く見通しが悪いため、車両同士のすれ違いが困難な状況であります。

特に夏シーズンは未熟な運転技術の観光客も多く、交通渋滞が生じています。

つきましては、広域的な観光ルートとしての利用を図るため、道路復員とカーブ改良を早急に実施されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）については、県全体から見た事業の優先度緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

34 県道721号線（東山北・停車場線）の改良について（山北町）

東山北停車場線と小田原山北線が接触する大口橋交差点付近の改良については、昨年関係機関と調整しながら検討していくとの回答をいただいておりますが、起点側に接する721号線が国道246号バイパス工事に伴い改良されると、大型車の通行が可能となり、当該県道の通過交通は確実に増加することが予想されます。特に721号線は町民の重要な生活路線でもあり、道路交通の円滑化及び歩行者の安全確保を図るためにも、引き続き大口橋交差点改良の実施を要望するとともに、狭隘箇所の拡幅を併せて実施していただきますよう要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

県道721号（東山北停車場線）の改良については、地形や土地利用状況に様々な制約がありますので、今後とも関係機関と調整しながら検討していきます

(要望事項)

35 主要地方道県道74号線（小田原・山北線）の整備について（山北町）

県道74号線は、山北町と小田原市を結ぶ都市道路であり、町内においても主要な市街地である山北地域と岸地域を結ぶ南北軸であります。

近年の経済の急激な発展に伴う自動車の大型化、交通量の増大により、国道246号交差点付近は、交通渋滞を起こしており岩流瀬（がらせ）橋付近から国道246号までは急カーブの上見通しが悪く、道路復員が狭隘であります。

つきましては、将来の交通需要に対応するとともに地域社会の活性化を図るために、早急に整備していただきたいと要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道74号（小田原山北線）については、現在、特にカーブがきつく狭隘な区間の事業化に向け、ルート・構造等の検討を行っております。

(要望事項)

36 国道1号線上り車線の交通渋滞の緩和について（箱根町）

当町は、車で訪れる観光客が多く、土・日曜や祝祭日には、各所で交通渋滞が生じており、観

光地としてのイメージダウンと住民の生活環境への影響が危惧されています。

そこで、特に当町からの帰路にかかる交通の分散化を図るために、下記の箇所に、電光表示板の設置による渋滞情報の提供及び運転者の迂回路判断材料として東名高速道路（御殿場・裾野・沼津各インター・チェンジ）・国道246号線・箱根新道への接続方法の情報提供を実施し、国道1号線上り車線の交通渋滞緩和を図るよう要望します。

- ①国道1号線・国道138号線交差点付近
- ②国道138号線・県道75号線（湯河原箱根仙石原線）交差点付近
- ③国道1号線・県道732号線（湯本元箱根線）交差点付近

<措置状況>（警察本部）

県警察といたしましても、ドライバーに的確な交通情報を提供することは、交通流・量を適切に配分・誘導することにつながり、交通規制と並ぶ有効な交通管理手法の一つと考えており、ドライバーのニーズに応える必要な行政サービスの側面を有していると認識し、種々の対策に取り組んでいます。

ご要望の箱根地区における交通情報の提供につきましては、現在、

一つには、仙石原等18か所に所要時間、経路等の情報の収集・提供が可能な双方向型車両感知器である光ビーコンを設置して、VICS対応型カーナビゲーションに箱根全山と、御殿場インター・チェンジをはじめとする東名高速の交通渋滞、規制情報等を提供しております。

二つには、日本道路交通情報センターに交通渋滞情報等を提供してラジオで交通渋滞情報を流しております。

三つには、交通情報板を設置して、

- ・ 箱根口下り方面では、芦ノ湖周辺
- ・ 箱根口上り方面では、小田原等国道1号、高浜台など 134号
- ・ 早川口においては、真鶴、箱根方面
- ・ 石橋では、東名高速や小田原厚木道路

の交通渋滞や交通規制を提供しております。

ご指摘のように、芦ノ湖周辺の観光地から東名御殿場方面に迂回すべきか、そのまま国道1号などから箱根湯本・小田原方面に向かうべきかの判断に必要な交通情報板は、現在のところ設置しておりません。

県警察としましては、今後とも光ビーコンの整備・拡充とVICS（道路交通情報通信システム）対応型カーナビゲーションの普及に努めるとともに、あくまでも計画段階ではありますが、国道1号の元箱根等の主要地点に箱根全山の主な渋滞情報が表示できる「大型図形情報板」などの設置（3～7か所）を検討しております。

（要望事項）

37 国道1号線沿いの観光客用トイレの設置について（箱根町）

国道1号線は、週末ともなると湯本から宮ノ下にかけて車の大渋滞が見られ、自動車を利用して箱根を訪れる観光客はトイレの使用について大変不便をきたしています。

従って、観光客が安心して箱根の旅を楽しむことができるよう、湯本～宮ノ下間に観光客のための常設トイレの設置を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、今後、箱根町と協議しながら設置に向けて検討してまいります。

（要望事項）

38 道の駅の建設について（箱根町）

平成7年5月、国道1号線の静岡県側の入口箱根峠に神奈川県内の第1号として道の駅「箱根

峠」は、ドライバーのオアシスとして、また、観光交通情報案内所として、多くの人たちに利用されています。

については、箱根の交通要所である湯本、仙石原においても道の駅の建設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、新たな「道の駅」の整備計画はございませんので、ご要望には沿いかねます。

（要望事項）

39 県道732号線（湯本元箱根線）の拡幅整備について（箱根町）

県道湯本元箱根線は、湯本と元箱根を結ぶ主要道路として地元車両に加え観光車両も多く利用しています。

平成7年に、箱根新道に須雲川インターチェンジが開設されておりましたが、休日を中心に依然として渋滞が発生している現状です。

既に、三枚橋から役場入口部については事業に着手していただいておりますが、その先畠宿までの区間におきましても各所に狭隘な部分があり、引き続きこの事業を推進されますよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道732号（湯本本箱根線）については、交通需要の増大に対処するため平成9年度から事業化しておりますが、現在施工中の湯元三枚橋地区の進捗をみながら、また、地元のご協力を得ながら進めてまいります。

（要望事項）

40 県道75号線（湯河原箱根仙石原線）・県道733号線（仙石原強羅停車場線）仙郷楼バス停前交差点の改良について（箱根町）

本交差点は、周辺に湿生花園・ススキ草原などの大型観光施設等が点在し、観光シーズン及び休祭日には多くの観光車両等が通行しています。また、県道733号線は仙石原と強羅を結ぶ主要な路線であり、本交差点形状が変則的で狭隘な部分もあることから、交通安全確保のためその改良整備について要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望箇所については、道路線形や交差点形状が望ましいものではありませんが、用地取得上の問題がありますので、今後町の協力を得ながら、調査検討をおこなってまいります。

（要望事項）

41 国道138号線・県道75号線（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道整備について（箱根町）

仙石原交差点は、国道138号と県道75号線の両線が交わり、乙女峠方面から芦ノ湖方面への右折が困難なことによる渋滞が生じています。

また、県道75号線（湯河原箱根仙石原線）には歩道がないため、周辺商店街の買い物客、観光客等歩行者の頻繁な往来で、車両と人が輻輳している現状です。

この改良につきましては、数回の地元説明会を経て、県の計画案が地元から基本的に了解を得ることができました。

つきましては、本事業が仙石原のまちづくりの要となるものですので、引き続きこの事業を推進していただくよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の交差点改良及び歩道設置については、平成13年度に測量、設計調査を計画しております。

今後、事業の整備については、状況を踏まえ検討してまいります。

(要望事項)

42 県道723号線（関本小涌谷線）の整備について（箱根町）

第2東名高速道路や国道246号線バイパス等、首都圏から神奈川県西部地域への交通アクセスが整備されることから、大規模災害等発生時の新たなライフラインの確保という観点からも、東名高速道路大井松田インターチェンジへの接続を含めた、宮城野～南足柄市間の道路新設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道723号（関本小涌谷線）については、自然環境等の難しい問題が有り、また、県全体から見た事業の優先度、緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

43 湖尻公園道路の一般道路への格上について（箱根町）

かながわ新総合計画21で、県西地域活性化のため、3県の連携による富士箱根伊豆交流圏整備の推進を位置付けられており、その施策の展開の方向として、快適で利便性の高い交流基盤の整備を上げられております。

湖尻公園道路を一般道路へ格上げし、静岡県側との連絡道路として整備を図られますよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の一般道への格上げ（県道昇格）については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

(要望事項)

44 椿ライン桜並木の保養育成について（湯河原町）

県道75号の奥湯河原から大観山に至る間の「椿ライン」沿いの桜並木は県内屈指の桜並木（4,000本）として、県内外の人々に親しまれ、町の重要な観光資源になっておりますが、近年テングス病のまん延と桜の老木化の進行により、毎年、開花時に花の数が減少しているのが現状です。

小田原土木事務所でも毎年区間を設定し、病気に侵されている枝の伐採等の保護対策を実施しておりますが、桜の本数が多く対策が追いつかない状況です。

このままの状況が継続すると、補植した若木も含め全体の約80%程度は数年内に立ち枯れるとともに、桜の花がほとんど咲かない状態になると思われます。

町では対策委員会が組織されておりますので、事業に対する補助及び指導等を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、今後とも町と調整を図り、伐採等の保護対策や補植等を進めてまいります。

(要望事項)

45 国道135号の歩道設置及び狭あい部分の拡幅について（湯河原町）

湯河原高校前の吉浜1,617-14番地先部分（約20m）だけに歩道がなく、歩行者の安全確保がなされておりません。また、吉浜郵便局から小道地蔵の間には歩行者がすれ違うのに困難な場所が数箇所あります。両箇所ともに特に夏場には海水浴客の往来が激しく危険な状況となっています。このため、早急な歩道設置・拡幅等の実施を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の歩道設置及び狭い部分の拡幅については、道路公団の管理する有料道路区間ですので、道路公団に働きかけてまいります。

(要望事項)

46 国道135号吉浜橋付近の渋滞解消対策について（湯河原町）

国道135号と真鶴新道との合流地点である吉浜橋付近の渋滞に伴い、市街地へう回する車両や渋滞中の車両が事故を発生させており、市街地へう回するためのレーンを設けるなど改善策を実施されるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の吉浜橋付近の渋滞解消対策については、道路公団の管理する有料道路区間ですので、道路公団に働きかけてまいります。

(要望事項)

47 県道60号（厚木清川線）、県道64号（伊勢原津久井線）及び県道70号（秦野清川線）の拡幅・改良整備について（清川村）

各路線については、順次拡幅改良を進めていただいておりますが、特に県道60号及び県道64号は、村民の重要な生活路線でもあり、狭隘で危険な箇所も残っていますので円滑な通行と歩行者安全確保のため、早期に拡幅改良を進めていただきますよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道60号（厚木清川線）については、地元のご協力を得た段階で、狭隘箇所である御門橋の改良事業着手に向けた検討を進めてまいります。

県道64号（伊勢原津久井線）については、現在事業中の「煤ヶ谷工区」とともに、線形が悪く人家が連担している「古在家工区」の改良事業に着手しております。

県道70号（秦野清川線）については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

48（仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設促進について（清川村）

厚木秦野道路（一般国道246バイパス）は、伊勢原西・伊勢原北インターチェンジ区間及び厚木北・厚木インターチェンジ区間において事業化が進められている中で、（仮称）森の里インターチェンジ完成時には、宮ヶ瀬ダム周辺に整備されている施設や豊かな自然を求める都市住民による交通量が極めて増大することが予測されます。更に観光客等は周辺主要幹線道路あるいは森の里周辺地域の生活道路に流入し、住民生活への支障も懸念されます。

スムーズな交通を確保するため（仮称）森の里インターチェンジから県道64号（伊勢原津久井線）堺橋付近への広域的な視点に立った取り付け道路を整備していただけるよう要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の上古沢煤ヶ谷線については、国道246号バイパスの進捗を見ながら、今後検討してまいります。

(要望事項)

49 さがみ縦貫道路事業に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路事業に関して、各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について特段の配慮をされますよう要望します。

特に、農用地区域の解除は、地域住民の切実な要望であり、また、さがみ縦貫道路の整備推進を図る観点からも是非とも必要でありますので要望します。

<措置状況>（県土整備部・環境農政部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、多岐にわたり難しい問題も含まれておりますので、今後、国及び地元市町村とともに検討してまいります。

農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域整備計画において、将来にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定されているものであり、これの除外については、概ね5年ごとに行われる計画の基礎調査を通じて、必要であれば調整してまいります。

（要望事項）

50 津久井広域道路の建設促進について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

相模原市橋本の国道16号橋本五差路を起点として、津久井郡藤野町の国道20号勝瀬橋付近を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡四町にとって地域振興計画等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路であります。

都市計画決定されすでに事業着手されている区間について、早期に整備されるとともに、主要地方道厚木愛川津久井線以西の区間について、早期にルートの位置づけと都市計画決定を行い、全線にわたる建設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、既に新小倉橋、勝瀬橋などについて事業実施しております。また、新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久線）については、現在、測量等を実施しております、さがみ縦貫道路の整備に合わせて進めてまいります。残る未着手区間については、ルート・構造等について調査を進めてまいります。

（要望事項）

51 三井大橋（県道513号線）架け替えについて（津久井町）

三井大橋については、地域の強い要望を受けて、数年来の本町の重点要望としているところであります。三井大橋は、城山ダム建設により水没した塩民橋の代替として昭和39年3月三井地区と中野地区を結ぶため架けられたもので、三井地区の生活に最も重要な橋となっています。

ここ数年三井地区は、世帯数、人口共に増加し、朝夕及び土日祭日には、国道413号の交通渋滞に伴う迂回路として多数の車両が通行しております。こうしたなか、交通事故も、橋の前後で発生しており大変危険な状況となっています。

地域住民の安全上、引き続き新設橋の建設設計画の早期検討を要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

現在、新設橋の事業化の予定はありませんが、県の財政状況や交通状況等を踏まえながら、今後検討してまいります。

（要望事項）

52 中央自動車道相模湖東インターチェンジの設置について（相模湖町）

現在中央自動車道からは東京方面からの降り口のみであって、大変不便を感じています。平成11年度から渋滞対策として、一部登車線の設置工事を施工されておりますが、観光客の利便性や、国道20号線駅前交差点の混雑緩和、東京のベッドタウンとして、また町の活性化のためにもインターチェンジの設置を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、国、日本道路公団に伝えてまいります。

(要望事項)

- 53 中央自動車道の6車線化拡幅工事の促進について（相模湖町・藤野町）

中央自動車道は首都圏と中部、関西をつなぐ産業用基幹道路であり、沿線には多くの観光地を有し、休日や行楽シーズンには大渋滞し、一般道路に車があふれ日常生活に支障をきたしています。

現在、上野原IC～大月IC間で6車線化拡幅工事を施工中であり、2002年に完成を目指し、完成した部分から供用を開始していますがこの部分が開通すると小仏トンネルを先頭に、大月方面に大渋滞が予想され相模湖町・藤野町・津久井町はもとより、県北、県央の裏道まで今以上に車があふれ、住民生活に支障がでることは必至であります。

八王子IC～上野原IC間の6車線化拡幅工事を早期に実施されますよう要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望については、関係自治体と調整を図りながら、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

- 54 国道412号線と湖の間の景観伐採について（相模湖町）

国道412号線と相模湖の間に桜の大木が数本有り、時期には相模湖と桜の景観が良い場所があります。

しかし、最近は桜以外の雑木がしげり、湖も見えなくなっています。国道の法面との境界の問題もあると思いますが、雑木や竹を伐採し、桜の保護と補植もしていただき、景観に配慮をお願いしたい。

<措置状況>（県土整備部）

県管理道路の維持管理については、道路利用者の安全で円滑な通行の確保を最優先に、良好な道路空間の確保に努めています。

ご要望の件については、県全体から見た優先度・緊急度を考慮しながら今後、検討してまいります。

(要望事項)

- 55 県道522号線（樞原藤野線）及び県道76号線（主要地方道山北藤野線）の改良整備について（藤野町）

県道522号線（樞原藤野線）については、国道20号線を境に県道76号線（主要地方道山北藤野線）とを結ぶ町の重要な路線ですが、現沢井隧道は幅員が狭いこともあります。JR中央線の踏切も近くにあって交通渋滞がおきております。本町の中心地である藤野駅周辺地区の交通についても、大きな影響があり支障を来しています。

しかしながら、現沢井隧道の拡幅改良整備については非常に困難と思われますので、新規の路線整備と接続する主要地方道山北藤野線の整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道522号（樞原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）については、町の駅前周辺整備計画と調整を図りながら検討してまいります。

(要望事項)

- 56 県道76号線山北・藤野線（県営神の川林道）の整備について（藤野町）

県道76号線山北・藤野線（県営神の川林道）は、藤野町の国道20号線の藤野橋から国道413号線を経由し、犬越路隧道から山北町の国道246号線の鞠子橋までの総延長44,414m（内林道13,533m）で県西と県北地域を結ぶ唯一の重要なルートで、かつ、県内水源地域の交流・連携によるネットワーク化を推進するうえでも重要な路線となっております。

現在整備が実施されつつありますが、交通不能箇所等があり、津久井町と山北町の間が結ばれていないのが現状です。

つきましては、神奈川県交通計画にも位置付けてある県道76号線山北・藤野線（県営神の川林道）の早急な整備の促進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）については、県全体から見た事業の優先度、緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

57 町道中野～又野～三ヶ木線及び関口～道志線の県道昇格について（津久井町・相模湖町）

本路線は、国道412号と国道413号を結び、さらに津久井町から相模湖町に通じる幹線道路であります。沿道地域は、近年の宅地開発の進行により人口も急増しており、今後も発展の可能性が大きいことから、ボトルネック解消のための橋梁の架け替えなど、町道の整備に努力しているところです。また、本路線は、国道413号の交通渋滞時のバイパス的役割を担っております。

本路線の県道昇格は、両町の懸案課題であり、地域の発展に不可欠なことから、早期の県道昇格の実現を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

58（仮称）町道砂口南が丘線の促進に対する助成について（中井町）

本計画路線は小田急秦野駅南口に最短距離で通じる道路として、また、平成14年に移転開設する秦野赤十字病院へのアクセス道として、さらには町の産業発展や住民生活の利便性の向上に資する重要な路線であり、現町道池窪線の交通量の緩和と地域住民の生活環境の改善を図るうえにも必要不可欠な道路でありますので事業実施にあたり特段のご配慮をお願いいたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の砂口南ヶ丘線は、平成14年度事業化に向け国へ働きかけております。

（要望事項）

59 町道インター境線の県道昇格について（中井町）

本路線は、グリーンテクなかい工業団地の中心部を走る道路であり、北側には東西に東名高速道路が走り、県道秦野二宮線及び県道平塚松田線に接続していることから重要な幹線道路として位置付けられています。

つきましては、将来にわたる広域的交通網の確保を考慮し、県道への昇格について特段のご配慮をお願いいたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

60 町道1—1号線（郡急病診療所付近～尾崎記念館）及び町道1—2号線（尾崎記念館付近～県道515号線）の県道昇格について（津久井町）

本路線は、413号、中野、又野地区より名手地区に至り、県道515号線（三井相模湖線）へ通じ、現在では、相模湖町赤馬地区から津久井町名手地区間が通行止めになっております。この県道

515号線は、本来的には相模湖町、津久井町そして城山町を結ぶ最も広域性の高い、国道413号及び国道412号の迂回路としての重要な役割を果たすべき、城山ダム建設北岸道路としての機能を有した県道です。

したがいまして、町道1-1号線及び町道1-2号線を県道515号線に接続し、県道昇格を行うことにより、両町の広域的なまちづくりをはじめ、東西広域的道路交通軸の形成が図られ、最も改善効果が期待されるところです。

つきましては、本路線の早期県道昇格をされますよう強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項に規定する県道の路線認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

61 一級河川相模川、小出川、目久尻川の整備促進について（寒川町）

寒川町内における河川の築堤を含めた河川整備の促進を要望します。特に、相模川については堤外民有地の解消に努められるよう要望します。

なお、最近河川敷へのごみの不法投棄が続出しており、管理者として積極的に対処されるようお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小出川・目久尻川については、県の重点整備河川の一つとして鋭意改修を進めております。

また、相模川については、今後、「さがみ縦貫道路」との一体的な整備の促進に努めてまいります。

なお、河川敷への不法投棄対策については、従来から相模川を重点強化河川としてゴミ清掃等を進めておりますが、今後とも、積極的に対策に取り組んでまいります。

（要望事項）

62 柄沢川の治山事業の促進について（中井町）

柄沢川は、大井町赤田地区から中井町鴨沢地区を流れ中村川に合流しております。豪雨の度に川が増水し、護岸や河床が洗掘され、柄沢川に並行する町道柄沢線の路肩が崩壊する恐れがあります。土砂の流失防止や河川の流路確保を図るためにも、治山事業により積極的な事業の推進を要望いたします。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望箇所については、平成13年度から15年度までの3ヵ年計画で事業を実施しております。

（要望事項）

63 中村川護岸改修について（中井町）

中村川の上流は、護岸が未整備なところがあり危険な崖地が多く点在しています。特に広域農道の新雜色橋より上流の左岸については、既存擁壁の老朽化が進み、例年台風等の豪雨による増水で災害が発生している現状です。

つきましては、地域住民の生命と財産を守る上からも早期の河川護岸の整備を実施していただきますよう要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、現段階では河川の改修計画ではなく、優先順位の高い下流側を整備していることからご要望には沿いかねます。

(要望事項)

64 酒匂川大口橋上流の河川改修計画の早期策定と整備について（山北町）

酒匂川大口橋上流の河川改修の実施については、優先度により一部改善が進められていますが、河川は周辺住民を含め、多くの人たちが水に親しむことができる場所として定着してまいりました。

つきましては、標記箇所の河川空間を有効利用できる改修計画を早急に策定され、事業実施されるよう要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

平成13年度からご要望の区間を含む酒匂川水系の河川整備方針の策定調査を行い、さらに、具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画の策定を行ってまいります。

この区間は、全般的な河床の低下や、水衝部の局所洗掘等が進行しておりますので、それらの改修を含めた河川整備計画の策定を、今後、地域住民の方々の意見を聞いたり、関係機関と調整を引き続き図りながら、ご要望のような河川空間の有効利用や、残された豊かな自然の保全に配慮した計画の策定を実施していきたいと考えております。

(要望事項)

65 早川の護岸整備について（箱根町）

当町を流れる二級河川早川については、国道1号小田原箱根線の建設に合わせ、湯本山崎地内の護岸改良が予定され、現在関係機関と調整していただいているところですが、早川は、地元住民が水と触れ合うことができる唯一の河川であり、特に河川との往来につきましては地元より強い要望もあることから、その整備にあたり特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、現在、関係機関等と調整しております。護岸整備に当たっては、親水性に配慮した改修を図ってまいります。

(要望事項)

66 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（中井町）

宅地への崩壊を防ぐため、当町の田中地区及び比奈窪地区、松本地区の急傾斜地法面の崩壊防止工事を実施していただいておりますが、防災対策上、早急な整備が必要ですので、より一層の事業促進を図っていただけるよう特段のご配慮をお願いするとともに、他の箇所の採択に向か、採択条件の緩和を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

田中地区については平成4年度から、比奈窪地区については平成8年度から、また、松本地区については平成10年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

(要望事項)

67 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（大井町）

篠窪地区の急傾斜地については、平成8年度から急傾斜地法面の崩壊防止工事を実施されておりますが、平成13年度で終了することになります。

当町は、他にも傾斜地に民家が集中している所があり、地域住民の生活環境の安全を確保するため、より一層の事業促進を図られるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

篠窪地区の急傾斜地崩壊対策工事は、平成13年度で完成する予定です。隣接地にも危険箇所があり、新たな区域指定と工事の早期着工に向け、現在準備中です。

(要望事項)

68 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（愛川町）

半原日向地区及び馬場地区の急傾斜地については、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区については、平成12年度から事業を実施していただいており、馬場地区でも平成13年度から事業を実施していただく予定ですが、当該箇所は災害が発生しやすい場所であり、地域住民の生活環境の安全を確保するため、崩壊防止工事の早期完成を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

半原日向地区と馬場地区は、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区は平成12年度から、馬場地区は平成13年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

(要望事項)

69 地滑り防止事業の促進について（愛川町）

国道412号は県西部地区を南北に縦断し、地域の生活及び産業に欠かせない路線であるとともに、緊急輸送路としても指定されている重要な路線あります。しかしながら、この路線の中津川右岸側の田代地区において地滑り指定区域内を通過していることから、その安全性の確保は重要な問題であると考えられます。

このようなことから、平成5年度より事業を実施していただいております地滑り防止工事の早期完成を強く要望いたします。

<措置状況>（県土整備部）

要望箇所は、平成5年度に地すべり防止区域に指定され、平成5年度から事業を実施しております。引き続き地元の協力を得ながら事業を推進してまいります。

企業庁関係

(要望事項)

1 丹沢湖の湖面開放について（山北町）

観光立町を目指す山北町では、第4次総合計画でカヌーのまちづくり事業として、湖面を利用したカヌーマラソンやイベントの開催を位置付けています。

湖面利用につきましては、前回条件付きの運行許可をいただきましたが、誰もがカヌーを楽しめる場所として丹沢湖の湖面開放を要望します。

なお、当面はカヌー利用を可能とする限定した条例の改正を要望します。

<措置状況>（県土整備部・企業庁）

丹沢湖は、水域における危険防止や公共の安全保持を図ることを目的とする「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滯水域、社家滯水域、飯泉滯水域等の水域における行為の規制に関する条例」の規定により、水泳、水浴、水上スキー、船艇の運航などの行為が禁止されるとともに、特定の区域への立ち入りが禁止されています。

従って、「丹沢湖の湖面開放」という意味での行為の規制を廃止することは、条例の目的である水域における危険防止や公共の安全保持を図る必要性がある限り困難ですが（財）山北町環境整備公社に対して平成12年に行った許可により、現在では、同公社に一定の安全上の要件を満たした登録を行えば、同公社が管理、保管しているカヌーの利用が可能となる扱いになっております。

(要望事項)

2 名手橋架替え事業に伴う財政、技術支援について（津久井町）

本橋は、津久井湖の湛水に伴い昭和40年3月神奈川県企業庁により竣工し、津久井町に移管さ

れた、国道413号と県道515号線を結ぶ幹線町道の重要な橋梁ですが、架設後、数年でキャンバー減少等の諸問題が生じ、架替えは急務であります。

建設後の経過等を再度考慮いただき財政支援ならびに技術支援をお願いいたします。

＜措置状況＞（企業庁・県土整備部）

名手橋は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市が共同して行った相模川総合開発共同事業に際して、補償工事として昭和40年に建設し、町へ寄付し町道として管理されております。

共同事業者としては、寄付以降、現在に至るまで共同事業を遂行していく上で特に必要、重要な関係ではなく、共同事業者の意向も勘案すると、架け替えに係る財政的、技術的支援というご要望にお応えすることは、困難であります。

県としては、名手橋の架け替えにつきましては、その計画策定期階から技術的助言などの支援のほか、町道の整備としての国庫補助事業採択の可能性などについて検討していきたいと考えております。

なお、県独自の財政支援としては、市町村振興補助金がございます。

（要望事項）

3　浄化槽の維持管理費等に対する補助制度の新設について（相模湖町）

当町では、浄化槽の維持管理費（清掃費等）に対し町単独の助成制度に基づき清掃等に対する負担を実施しています。水源地としての水質保全の観点から今後も継続して負担していく予定ですが、県における水源地の環境保全対策の一環として、財政面での支援制度の新設を強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政部・企業庁）

利水者としては、相模川流域下水道事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額を負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところです。

浄化槽の維持管理費等への助成については、対象が恒常に発生するランニングコストという内容から、恒常的な利水者の負担につながるような支援は、困難なものと考えております。

生活排水処理施設の整備については、「水質汚濁防止法」により市町村の役割となっていることを踏まえ、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助については市町村の財政力に応じて、一般地域については1/3以内、水源地域については1/2以内の補助率により実施しております。

また、維持管理に対する補助については、県民の水ガメとなっている相模湖、津久井湖、丹沢湖などの集水域の設置者を対象に奨励金を交付する制度を設けております。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えにかかる財政支援については、撤去費用等補助対象枠の拡大について、国に要望してまいります。

（要望事項）

4　相模川の護岸及び急傾斜地の整備について（相模湖町）

相模川左岸（相模ダム下）の護岸及び急傾斜地の崩落防止対策については、当該地の上部には相模湖町立幼稚園及び町立北相中学校が現存しており、児童・生徒並びに公共施設の安全を図るために、早期整備が必要ですので、事業促進を図っていただけるよう特段のご配慮をお願いします。

＜措置状況＞（企業庁）

相模ダム直下における企業庁の管理区域の崩落箇所については、これまで崩落防止対策を講じてきたところですが、今後とも緊急度の高い箇所から、順次、崩落防止対策を実施してまいります。

教育庁関係

(要望事項)

1 県立養護学校の通学バスの充実について（大磯町）

大磯町内在住の障害児の通学は、肢体不自由児を除き、保護者が送迎を行っております。送迎は、毎のことであり保護者の負担は大きく、通学バスの充実の要望が出ています。保養者への負担を軽減する意味から是非通学バスの充実をお願いします。

<措置状況>（教育庁）

大磯町の知的障害のある児童・生徒は、県立湘南養護学校に通学しておりますが、通学バス利用の場合は、平塚駅又は高村団地から乗車いただいております。

ご要望の大磯町への通学バスの運行については、運行時間の長時間化の問題等から現状では困難であります。

(要望事項)

2 県指定史跡河村城跡の用地公有化補助について（山北町）

山北町では、平成8年度県指定史跡として指定された河村城跡を保存・整備するため河村城跡史跡保存整備計画を策定し、平成10年度から用地の公有地化に取り組んでおり、県の補助金については昨年と同額をいただいているが、計画よりかなり遅れている状況であります。

公有地化計画は、史跡保存整備委員会の基本構想に基づく計画で、河村城跡が多くの人々に親しまれる歴史公園として整備を進めるため用地の先行取得を推進するとともに、「歴史と自然にふれあう公園等整備事業」に関連する事業についても計画通り推進しております。

用地公有地化につきましては、史跡保存整備の必要性から、県の重点施策として取り上げ一層推進していくことを考慮され、補助金の大幅な増額を要望します。

<措置状況>（教育庁）

県指定史跡河村城址の整備につきましては、用地の公有地化及び面整備に対し、地域総合整備事業債の制度を活用しつつ早期に事業が進捗すべく準備を進めているところでございます。

(要望事項)

3 国指定史跡箱根関跡保存整備事業及び国指定史跡箱根旧街道保護対策事業に関する文化財保存修理等県補助金の増額について（箱根町）

国指定文化財に関する文化財保存修理等県補助金については、従来、国庫補助金（補助率2分の1）を除いた補助対象経費の3分の1（全体経費の6分の1）を県が事業者に対し補助していたものであるが、平成12年度においては補助率の約50%、平成13年度においては補助率の約20%の交付という大幅な減額を見ています。

箱根関跡及び箱根旧街道とともに、多くの県民が見学や散策という方法等によりその史跡のもつ歴史価値を享受しており、県は県民共有の財産との認識のもと、適正な補助金の交付を行うよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

国指定史跡の保存整備等については、文化財を保存・継承し、積極的な活用を図り、広く県民に親しまれるようにするために、推進していくべきものと考えております。

県財政が厳しい状況にありますが、今後とも、予算確保等に努めてまいります。

(要望事項)

4 市町村派遣社会教育主事制度廃止後の支援について（真鶴町）

平成13年度末をもって廃止する方針とされている派遣社会教育主事制度は、町村の社会教育の振興に大きな役割を果たしてきておりますが、廃止後の町内での養成・確保は現実的には難しい面があります。

今後の社会教育の推進、また地域との協働による学校づくりの推進のためにも、必要とする町村への職員の派遣について、人件費の町負担等も勘案しての制度を確立されるよう要望いたします。

<措置状況>（教育庁）

派遣社会教育主事制度の廃止に当たっては、派遣町村の個別事情を考慮しながら、一定期間、激変緩和のための措置を講じているところです。

また、町村における社会教育関係職員の養成を支援するため、市町村職員を対象とした研修事業の充実を図るなどの支援に努めてまいります。

(要望事項)

5 県立養護学校の早期建設について（津久井町）

津久井郡内には、知的障害児、肢体不自由児のための専門教育施設がないため、重度障害児童・生徒は相模原市内や座間市内にある県立養護学校へ通学することになり、また、通学するためのスクールバスも郡内に乗り入れていないため保護者の負担が大きく、通学が困難な状況にあります。

津久井地域への県立養護学校の建設については、教職員津久井保養所の跡地を活用し、所要の措置が進行中でありますが、早期建設を要望します。

<措置状況>（教育庁）

津久井方面養護学校(仮称)の整備につきましては、平成16年度の開校を目指し、平成14年度から建築工事を実施する予定です。

警察本部関係

(要望事項)

1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は、町の中心に位置し商業の中心地と相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し往来が多い地域です。

地域の交通安全・防犯意識の向上や駅前及び駅周辺の交通安全、治安維持の向上を図るために交番の設置を要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、人口、世帯数、事件事故の発生状況等のほか、既存の空き交番となる率の多い交番や過重負担交番への増強配置等を総合的に考察し、県下全般の警察力の均衡を失しないように配慮しながら検討しております。

ご要望の寒川駅前地区は岡田交番の管内ですが、現時点での交番の新設は困難と言わざるを得ませんが、今後とも同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいります。

(要望事項)

2 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和60年3月に小田急線開成駅が開設されて以来、年間210万人もの乗降客が利用する駅になりました。駅周辺の開発や乗降客の増加による様々な事件・事故への対応等を考え平成8年12月に警察官が立ち寄れるように開成駅前連絡所を設置して事件・事故の抑止に努めています。

また、駅前の治安状況の悪化に伴い地元住民、駅利用者から交番設置についての要望が強まり、

平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより、開成町有権者、開成駅の乗降客など多くの署名が集まり嘆願書として町に提出されました。

町としても、住民の安全・財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、一日も早く交番を設置していただきますようお願ひいたします。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、人口、世帯数、事件事故の発生状況等のほか、既存の空き交番となる率の多い交番や過重負担交番への増強配置等を総合的に考察し、県下全般の警察力の均衡を失しないように配慮しながら検討しております。

ご要望の開成駅前地区は吉田島駐在所の管内ですが、現時点での交番の新設は困難と言わざるを得ませんが、今後とも同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいります。

(要望事項)

3 信号機設置の拡充と警察官の増強体制について（愛川町）

現在、本町を所管する交番は、中津交番、半原交番、工業団地交番の3箇所で、それぞれ24時間体制、警察官2名の配置となっており、夜間は町内3箇所の駐在所担当区域で発生する事故・犯罪も担当することになっております。

また、本町内の交通事故・犯罪の発生状況については、平成7年と12年を比較すると、交通事故件数は1.04倍、特に犯罪件数は2.07倍と著しく増加し、地域住民の生活が脅かされている状況であります。

今後も交通事故・犯罪が増加すると懸念されることから、地域住民が安全に安心して暮らせるよう信号機設置の拡充と警察官の増強体制を図っていただくよう強く要望いたします。

<措置状況>（警察本部）

信号機の設置に当たっては、

- ・ 道路構造（幅員、車線数、交差点間隔など）
- ・ 交通環境（交通流・量）
- ・ 沿道環境（人家などの密集状況、土地利用状況、学校、公共施設、娯楽施設等）
- ・ 事故発生状況

など、現場の道路交通の状況や地元住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者などの意見・要望を総合的に検討したうえで設置計画を策定し、緊急性の高いものから順次設置しているところであります。

具体的には、

- ・ 交通事故が多発し、又は多発が予想される場所
- ・ スクールゾーン、生活ゾーンなど、歩行者や自転車の利用者の多い交差点
- ・ 都市再開発事業、大規模施設の建設、道路の新設等で交通流が著しく変動することにより

交通の安全を確保する必要がある場所

を重点的に整備することとしております。

交番の体制については、県下全般の治安情勢の推移を考慮しつつ、各種業務負担のほかに、都市構造・形態、人口動態、交通網の整備状況等を総合的に勘案し決定しております。しかしながら、県警察全体の体制整備を検討するうえでは、交番の体制強化だけに人員を充てることができないのが実情であります。

また、県下には483箇所もの交番があり、現時点で早急に厚木警察署の中津交番、半原交番、工業団地交番の体制を強化することは困難でありますが、今後も警察署及び本部のパトカー等による警戒活動を強化して治安維持に努力してまいります。

なお、県警察では関係当局に対し毎年警察官の増員要望を行っており、平成14年度は、前年に引

き続き 360人の警察官が配分されることとなりました。しかしながら、この増員分を加えたとしても、警察官一人当たりの各種業務負担は依然高い状態であることから、町民の皆様が安心して暮らせる地域社会を実現していくため、今後とも増員要望を行っていく所存であります。